

C00LS		
H	P	

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして人事異動後最初の委員会でありますので、各部局ごとに新任の理事者の紹介をお願いいたします。

(理事者紹介)

○委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、吹田委員、斎藤博行委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「家庭ごみ減量化の実績について」

○（環境）藤井主幹

それでは、お手元の資料 1 をごらんください。

昨年 4 月から実施いたしました家庭ごみ減量化・有料化が 1 年を経過いたしましたので、主な実績について配布しました資料 1 に基づき報告いたします。

まず、資料 1 の 1、「家庭ごみの収集量」について説明いたします。平成 17 年度の収集量は燃やすごみが 2 万 36 トン、燃やさないごみが 2,784 トン、合わせて 2 万 2,820 トンと、有料化直前の平成 16 年度 3 万 9,749 トンに比べ 42.6 パーセントの減少となりました。特に燃やさないごみは 16 年度に比べ、71.3 パーセントの大幅な減少となりましたが、これは主に従来ごみで出されていたトレーやポリ袋など、プラスチック製容器包装等が資源物として分別収集されたことによるものと考えております。ごみステーションに排出できない机やソファなど、いわゆる粗大ごみの収集量については、平成 17 年度が 3,267 トン、16 年度の 2,921 トンに比べ 11.8 パーセント増加してございます。

続きまして、2、「資源物の収集量」についてでございますが、17 年度実績は缶等が 1,571 トン、紙類が 4,066 トン、プラスチック類が 2,130 トンで、合計 7,767 トンとなり、16 年度に比べ 9.8 倍と大幅な増加となりました。この増加の理由は、従来の収集品目である缶・瓶等 6 品目から、新聞、雑誌、書籍のほか、プラスチック製容器包装などの 12 品目に拡大したことや収集回数を増やしたことなどによるものと考えております。なお、表の下に書いてあります缶等・紙類・プラスチック類、それらの具体的な品目を書いてございまして、下線表示しているものが拡大品目ということでございます。

次に、3、「指定ごみ袋等交付枚数等」について説明いたします。指定ごみ袋は区分の記載のとおり、燃やすごみと燃やさないごみのそれぞれに 5 リットルサイズから 40 リットルサイズまでの 5 種類がありまして、交付枚数は燃やすごみが合計 618 万 5,223 枚、燃やさないごみが 164 万 6,161 枚、合わせて 783 万 1,384 枚でした。袋のサイズの中で特に交付割合が大きい順序は 10 リットルサイズが 30.8 パーセントと一番高く、次に 20 リットル、3 番目が 5 リットルとなっております。5 リットルと 10 リットルの小型のサイズが全体の 48.1 パーセントとほぼ半分を占めてございます。この理由は、ごみの排出抑制や分別の徹底等により、ごみの減量化が進んだことや本市は高齢者が多く、袋にごみを入れて運ぶ際の運びやすさなど、手軽さの点から小型のサイズが多かったものと考えております。一方、表の一番右側の方の手数料収入で見ますと、構成比率が一番高いのが 20 リットルサイズの 33.2 パーセント、2 番目が 40 リットルの 22.3 パーセント、3 番目が 30 リットルとなっております。交付枚数の順位と手数料収入の順位が異なるのは、袋のサイズにより単価に差があるということでございます。なお、一番下の処理券については、交付枚数、手数料とも構成比率は 2 パーセント以下となっております。

次に、資料の裏のページをごらんください。

4、「指定ごみ袋無料配布（減免）人数等」というところの説明をいたします。昨年 4 月の減量化・有料化実施

の当初には、減量化が難しいなどの点から 1 歳未満の乳幼児のみを減免対象としておりましたが、その後市民や議会から減免対象範囲の拡大要望もあり検討した結果、減量化が難しいという同様の理由から 1 歳未満の乳幼児を 2 歳未満まで拡大、また新たに高齢者等介護用品助成事業の助成を受けている介護者のいる世帯やストマ用装具等を給付されている身体障害者・児童がいる世帯にも対象を広げ、昨年 4 月から無料で指定ごみ袋を配布しております。配布人数はごらんのとおり、2 歳未満の乳幼児が 3,164 人、高齢者等の介護用品関係が 52 人、ストマ等の関係が 291 人となって、合わせて 3,507 人、配布枚数としましては 31 万 7,230 枚、減免の相当額としては 1,334 万 7,200 円であります。

最後に、5 の「市民サービス関係」について説明いたします。①ごみステーション用ごみ箱、ネット購入費の助成件数は、ごみ箱が 31 基、ごみネットは 76 か所です。

次に、②資源回収ボックスの設置につきましては、市で設置した場所が 5 か所、町会が設置する際の助成件数が 4 件でございます。

続きまして、③電動式生ごみ処理機モニターへの助成は、市民の関心が予想以上に高く、178 件に行いました。

次に、④段ボール式生ごみたい肥化基材の無料配布の件数は、2,150 個となりました。

⑤地域環境美化協力員につきましては 112 団体、934 人が町会等から選任されております。

⑥ふれあい収集につきましては、高齢者や身体障害者などごみステーションまで持っていけない等やむを得ない事情がある場合、廃棄物処理指導員が訪問し、収集するものであり、195 件でありました。

次に、冬期間収集困難地区の対応強化につきましては、平成 16 年度が 15 か所でありましたが、17 年度実績では 38 か所増の 53 か所となりました。祝日収集については 14 日間でありました。

最後に、ボランティア専用袋であります。個人、団体等に 2 万 5,378 枚を交付いたしました。なお、本年 5 月から現行の 30 リットルサイズに加え、新たに要望のありました 10 リットルサイズの小型の袋も作成しまして、希望するボランティア団体等には渡しているところでございます。

○委員長

「小樽市温暖化対策推進実行計画の結果について」

○（環境）環境課長

それでは、小樽市温暖化対策推進実行計画の結果について報告申し上げます。お手元の配布資料の 2 の 2 ページをごらんください。

本実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律により、平成 13 年 6 月に作成したものであります。計画期間は平成 13 年度から平成 17 年度までの 5 年間で、平成 17 年度が実行計画の最終年度となります。

本市の実行計画の削減目標は、平成 17 年度に市の事務・事業から排出される温室効果ガスの総排出量を、平成 11 年度に比べ 2 パーセント以上削減するというものであります。温室効果ガスの目標達成状況については、表 1 の 1 をごらんください。

各ガス別の削減率は、平成 11 年度に対しまして、二酸化炭素が 13.3 パーセント減、メタンが 10.9 パーセント増、一酸化二窒素が 52.9 パーセント減、ハイドロフルオロカーボンが 3.6 パーセント減となり、温室効果ガス総排出量、二酸化炭素換算でございますけれども、平成 11 年度より 5,299 トン減少し、3 万 4,050 トンとなったところでございます。算出の詳細については 4 ページに載せてございます。その結果、温室効果ガスの削減率は 13.5 パーセントとなり、削減目標の 2 パーセント以上を大きく上回ったところでございます。

次に、率先行動の目標達成状況については、表の 2 の 1 をごらんください。

率先行動の項目で見ると、削減目標の 5 パーセントがガソリンと灯油で達成できておりませんが、他の項目については目標の 5 パーセント以上を大きく上回ったところでございます。使用量が増えたガソリンについては、走行量の多い特殊車両などがディーゼルからガソリンへ転換されたことによるものでありますが、公用車燃料全体では

平成11年度に比べ、11.2パーセント減少しております。また、3.5パーセント減と目標に達しなかった灯油につきましては、灯油とA重油の施設管理使用量全体では9.1パーセント減少という状況になっております。

それから、実行計画の点検結果であります、表3の1をごらんください。

温室効果ガス排出量をガス別の内訳で見ますと、二酸化炭素が98.2パーセント、次いでメタンが1.2パーセント、一酸化二窒素が0.6パーセントの順となっております。市の事務・事業から排出される温室効果ガスのほとんどがエネルギーの消費により発生する二酸化炭素によるものでございます。その中でも、調査項目別の排出量割合で見ると、電気使用量が51.1パーセント、A重油が30.4パーセント、灯油が12.0パーセントの順となっております。本市は積雪寒冷地でありますので、冬期間のエネルギー消費による排出量を3ページの表3の2にまとめてみました。温室効果ガスの総排出量に占める冬期間のエネルギー消費による排出量は平成17年度で1万7,713.55トンとなり、総排出量の52パーセントを占めています。本市の場合、冬期間の気象状況が排出量の変動を左右する大きな要因の一つになります。表3の3では冬期間の気象状況の推移を示しておりますが、これを見ると、基準年である平成11年度は平成16年度の気象状況が最も近い状況にあったのではないかと推測され、最終年度の平成17年度は気温、積雪深から見て、計画期間中でも厳しい冬だったということがうかがえると思います。このような気象状況にもかかわらず平成17年度温室効果ガス総排出量が13.5パーセント削減されたのは、内訳で見られるようにロードヒーティング、暖房が9.7パーセント減少しており、これが削減率に大きく貢献しています。冬期間における施設の適切な温度管理、維持・管理などの率先行動が成果として現れたものと考えております。また、冬期排出以外のその他についても3.8パーセント削減されています。これらは、2ページの表2の1の率先行動の目標達成状況から見しても、さまざまな事務・事業の見直し、車両の集中管理による運行の効率化、購入車両の小型・小排気量化など、職員による環境配慮行動の積み重ねの成果が現れたものと考えております。また、排出量の数値としては積算できない両面コピーやミスコピーの裏面利用、庁内LANの普及によるペーパーレス化での紙の使用量の削減、リサイクルの徹底とごみの排出量の削減なども、温室効果ガス削減の行動として寄与しているものと考えております。

地球温暖化防止を推進するには、職員一人一人の行動が大きな成果に結びつくものでございます。今後も引き続き地球温暖化の意識を持ち、職員が一丸となって取り組むことが必要でありますので、平成17年度を基準年とした次期計画を作成したいと考えております。

○委員長

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況について」

○（環境）管理課長

平成18年3月16日の厚生常任委員会以降における北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況などについて報告いたします。

初めに、ごみ処理施設建設事業に係る附帯施設建築などの分離発注工事についてであります、平成18年5月23日に附帯施設建築工事、外構工事、附帯施設電気設備工事、附帯施設機械設備工事、造園工事、計5本の工事について入札を行っております。結果は資料3のとおりでございます。

次に、3月16日、厚生常任委員会で電力供給工事負担金については、北海道電力と協議中であることを報告しておりましたが、その後、北海道電力から北しりべし廃棄物処理広域連合に対し、詳細な実地検査を行い、電線の敷設方法の変更を含め、実施設計を行った結果、見積額が500万円ほど減額になるとの報告があり、北しりべし廃棄物処理広域連合としてはやむを得ないとの結論に達し、関係5町村長と北しりべし廃棄物処理広域連合協議会議員にもその旨を説明したとのことであります。

次に、本体工事の進ちょく状況についてであります、5月末現在で土木建築工事関係では全体の80パーセントの出来高となり、プラント工事関係では総設備機器数776件のうち670件、全体の約86パーセントの設備機器類が搬入されているほか、現在は電気、空調、衛生設備も並行して施工しており、ほぼ当初計画どおりの進ちょくとなっ

ております。

次に、ごみ処理施設の管理・運営についてであります。現在、委託する内容を詳細に検討している段階であり、北しりべし廃棄物処理広域連合としては 7 月上旬に関係 6 市町村、北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に管理・運営に関する案の内容を説明する考えであると聞いております。

○委員長

次に、今定例会に付託された案件について順次、説明願います。

「議案第10号について」

○（保健所）保健総務課長

議案第10号小樽市手数料条例及び小樽市臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案についてでございますが、この条例案を提出したのは臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うためであります。

内容的には、同法律の改正により衛生検査技師の資格が廃止されましたことから、それぞれの条例の中から衛生検査技師の字句を削除するものでございます。

○委員長

「議案第11号について」

○（福祉）子育て支援課長

議案第11号小樽市知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

昨年11月7日付けで公布されました障害者自立支援法の附則第26条に基づく児童福祉法の一部改正に伴い、本年10月より虐待などの要保護児童を除く障害児の児童福祉施設の利用につきましては、措置制度から利用者契約制度へ移行することとされました。このため、障害児の保護者はサービスの利用に要する費用に係る障害児施設給付費の支給申請を北海道に行い、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結び、サービスに係る1割を利用者負担として施設に支払うことになることから、このたび知的障害児の通園施設である小樽市さくら学園に係る小樽市知的障害児通園施設条例に通園の許可及び通園料に係る規定を設け、及び通園対象児童に係る規定を改正するとともに、指定管理者に通園の許可に関する業務を行わせるほか、所要の改正を行うためであります。

○委員長

「議案第12号について」

○（福祉）高齢・福祉医療課長

議案第12号小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案について説明申し上げます。

この条例案を提出いたしましたのは、児童福祉法の一部改正に伴い、福祉医療助成の対象範囲を拡大するとともに、食事療養費の標準負担額についての規定を改正するほか、所要の改正を行うためであります。

主な改正内容といたしましては、これまで児童福祉施設の入所者は医療助成を行わないものというふうに規定されておりましたが、障害者自立支援法の成立に伴う児童福祉法の改正に伴いまして、医療費の自己負担が生じることとなりますので、この規定を削除し、福祉医療助成の対象とするものであります。

○委員長

「議案第13号について」

○（樽病）総務課長

議案第13号小樽市病院事業条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

このたびの条例案の改正内容は、小樽病院の病床数の変更であります。現在、小樽病院では医師をはじめ20名の病院職員で構成する院内環境改善委員会を設置し、医療の質及び患者のアメニティの向上、医療資源の有効活用などについて協議をしております。当委員会の第1次答申に基づき、今年4月から2病棟の休棟を行ってきたところ

ですが、このたび内視鏡部門とリハビリ部門の充実についても第 2 次答申が出されたところであり、これらのスペースを確保するため、現在、休棟中の 3 の 3 病棟及び 4 の 1 病棟の病室の一部を利用することとしたため、病床 22 床を閉床するものであります。これにより、小樽病院の病床数は 540 床から 518 床になります。

○委員長

「議案第 20 号ないし議案第 22 号について」

○（市民）市民会館長

議案第 20 号小樽市民会館条例案、議案第 21 号小樽市公会堂条例案及び議案第 22 号小樽市民センター条例案につきましては、条例の改正趣旨が同じでありますので、一括して説明いたします。

この小樽市民会館条例等の条例案は、これら文化施設の管理・運営について地方自治法第 244 条の 2 に規定する指定管理者制度を導入するため、条例改正をするものであります。

制度導入に当たりましては、これらの施設が同じ文化施設でありますので、公募によって募集し、選定した一つの団体に一括して管理・運営を代行していただき、効率的な運営管理によって管理・運営経費の削減はもちろんのこと、民間の活力によって施設利用の活性化を図るとともに、市民サービスの向上を図っていくものであります。なお、条例施行に当たって、三つの条例案の内容について整合性が必要となることから、条例の組立て及び表現を同じようにするため、三つの条例案につきましては全部改正をするものであります。

○委員長

「議案第 27 号について」

○（環境）管理課長

議案第 27 号動産の取得について説明いたします。

今回提出いたしました議案は、家庭ごみ収集用の小樽市指定ごみ袋 394 万枚の買入りに係る物品契約を締結するものであります。本契約は予定価格が 3,000 万円を超えましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に基づく動産の買入れとして提案したものであります。契約金額は 3,182 万 5,500 円、契約の相手方は小樽市色内 2 丁目 4 番 11 号、株式会社丸大大聖商店となっております。

○委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、平成会、公明党、民主党・市民連合、吹田委員の順といたします。

共産党。

○若見委員

それでは、早速質問に入らせていただきます。

◎ポリオワクチン予防接種会場について

まず初めに、小児麻ひ予防のポリオの生ワクチン予防接種会場にかかわってお尋ねいたします。現在、保健所のほかの会場でも接種が行われていますが、まずこの会場の設定の考え方と現会場をお答えください。

○（保健所）保健総務課長

ポリオの予防接種の会場の考え方でございますけれども、特に明確な設定基準はございませんけれども、保健所までに至る交通の利便性等を考慮しまして、中心部の方々につきましては、保健所で集団接種を受けていただくこととし、また、銭函・張碓地区とか、蘭島・塩谷地区とか、高島地区とか、保健所までの距離が非常に遠隔であるという場所につきましては、それぞれの地区に会場を設けて保健所の職員が出向いて接種をするという形になってございます。

○若見委員

実は南小樽地域にも接種会場を新設してほしいという母親たちからの声が届きました。それで、では南小樽地域はどういうふうにとらえたらいいのか、いろいろ調べたのですけれども、各部署でとらえ方がまちまちだということなので、とりあえず保健所で考える南小樽地域というのはどの範囲になるのか、わかる範囲でいいのでお示してください。

○（保健所）保健総務課長

保健所において考えている南小樽地区というのは、特に想定してございませんけれども、市の総合計画による区分がございまして、それによりますと、南小樽地区は住ノ江、住吉町、それから東は若竹町、築港、それから北は天神、その辺に至る地区のことを指しておりまして、南小樽地区という場合は、保健所においても、そちらの場所を想定しなければならないというふうに考えてございます。

○若見委員

それで、今回、共産党から資料要求をさせていただきまして、平成17年におけるポリオの町別接種人数、保健所で行われた分の内訳を表にさせていただきましたが、今説明があった地域に目をやりますと、やはり奥沢や天神の子供たちは、かなりの人数が保健所で接種しているというのが実態としてつかめるところなんです。それで、保健所内の駐車場も、今、車で来所する方も多いので、広いといえども場所にも限りがあって、また、バスを利用する場合、子供を連れて国道から坂道をずっと歩いてこななければならないなど、そういう意味では利用しやすさを考慮した場合、ぜひ南小樽地域への新設方の実現に向けて取組をお願いしたいと思いますが、考えを伺います。

○（保健所）保健総務課長

南小樽地区にも予防接種の会場をということでございますけれども、先ほど申しましたとおり、中心部ににつきましては保健所も広いとは言えないですけれども、駐車場も用意してございますし、保健所の他の業務との関連もございまして、中心部の方々にはできれば保健所でやっていただきたいというふうな事務的な考えでございすけれども、ただ今後対象者が増加するとか、そういった場合はもちろん考えていかなければならないと思います。あとは他都市では一部でポリオの予防接種につきましても、医療機関に委託をしてやるということも出てきておりまして、そうなれば最寄りの医療機関でということも可能になるわけでございますけれども、その辺コストの部分とか、ワクチンの取扱いの部分でいろいろまだ問題もございすことから、小樽市ではまだ実現に向けての具体的な検討をしていませんけれども、その辺も含めまして、今後なるべく利便性の高まる方向で考えていきたいと思ひます。

○若見委員

ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

◎認可外保育施設の補助金について

次に、認可外保育施設の補助金の支出基準にかかわって尋ねますが、このたび一般質問でもこの問題は取り上げました。それで、今回、市外の子供を人数割の算定から外したという、この改定の説明を各保育施設にいつごろどのような形で行われたか、経過を教えてください。

○（福祉）子育て支援課長

このたび新年度から認可外保育施設へお渡ししています補助金支給基準の見直しについて、いつの時点で知らせたかということですが、今年2月6日に、平成17年度に支給している施設とそれからこの基準に届きそうな範囲の施設、合わせて5施設に私と担当の係長とが施設の方に伺ひまして、具体的には、支給基準の案という形で示し、規定と内容を説明した後、御理解をしていただくように話してきたところです。

○若見委員

私はいろいろ施設の方たちからお話も聞いたのですけれども、いきなり訪ねてきたと。それで、文書をもってい

ろいろ説明を受けたけれども、交渉するすきもなく、とにかく趣旨をわかってくれというようなことでとどまって、自分たちの意見を聞いてもらえるような状況ではなかったというのが保育所側の感想だったりするのですけれども、その辺ではどのように受け止められているのですか。

○（福祉）子育て支援課長

施設側の方のお気持ちというか、そういう部分もございませうけれども、実はこの支給要件にしております 1 か所当たりの入所児童数が 20 名以上の施設であるということが一つの要件になっておりまして、今回この 20 名でまた新しい年を迎えるということになりますと、なかなか子供が減少してきている中で 20 名に手が届かないかもしれないというようなお話の中で、それが下げられないだろうかというようなお話が、実は昨年の夏過ぎぐらいにあったということもございませう。そうしたときに、なかなかこの要件をクリアしないのに差し上げるということにはならないものですから、子供の数が減少していったところを見合わせながら要件の内容を検討したわけですが、基本的には市の独自の補助事業ということもありまして、いろいろ財政的な問題等あわせて決めてさせていただいたところでございませうけれども、新年度に向けては予算編成上、各施設もございませうから、なるべく早い時期に伺いたいというふうには考えておりましたけれども、一応 2 月に示したということでございませう。

○若見委員

結局、補助金が削減されるわけですから、保育所の運営というのは、本当にさらに厳しくなることは承知のとおりだと思うのです。ただ、2 月に話があったということですが、今後の運営の試算をさせる猶予もなかったということにはつながらないかと思うのですけれども、施設側にすれば、本当に突然な話で、大変なことだと思うのですけれども、そういう立場には立たなかったのですか。

○（福祉）子育て支援課長

もちろんそういった中では、私どもはこの見直しに当たりましては、中身的に一度説明したとおりですが、施設割と人数割と、この二つを根底に持っているわけなのですけれども、この施設割、人数割の考え方、また 1 か所当たりの単価、こういったものを変えずに見直しをしたということでは、最低限その影響が少なくなるような配慮をしたというふうに考えてございませう。

○若見委員

その考え方は、この前の一般質問の中でも福祉部長からの答弁でも感じ取ることができたのですけれども、それでは今回のこの改定で一番影響額の多い保育施設では、大体幾らぐらいの減になるのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

さきの一般質問の中でもこの影響額につきましての御質問がありまして、22 万円というふうに答弁したところですが、この内訳といたしましては、2 か所で 22 万円でございます。1 か所につきまして 20 万円というところが額としては大きいと思います。

○若見委員

1 か所 20 万円と簡単に言いますが、財布の中から 20 万円消えるということとはとんでもないことで、私なんかでは全然考えられないことですが、少なくとも対象施設の経営にかかわることなので、2 月の時点で説明をしたということではありますけれども、どうしても聞き取りをしたり、いろいろ意見要望を聞くとか、こういうように自分たちは考えるけれども、どうなのだろうことはステップとして持てなかった理由は何ですか。

○（福祉）子育て支援課長

先ほど申し上げたとおり、私どもはいろいろな方法を検討したわけなのですが、やはり施設割、これが 1 か所当たり 110 万円という形になっているわけですが、これに一定削減するという形になれば、施設が子供を受け入れている数が多いとか少ないとかということによりまして、最低かかる必要経費というものはある程度

固定化されているわけですから、これも落とせない。それから、子供の数にしても、単価にいたしましても、3 歳未満では 3 万円、それから 3 歳以上児は 1 万円という単価も、これも見直しても、さほどの額の効果がないようなことから、一定私どもの方で考えた基準でやらせていただいたわけなのですけれども、いずれにいたしましても、施設の方々に直接こういった話をしても御意見はあろうかと思うのですけれども、ただ 2 月の段階で 5 か所参りましたときには、先ほどの 20 万円という影響額が出たところの保育所の方からは、直接私たちも話しましたけれども、一定の御理解はいただいたというふうに私どもは承知して帰ってきたわけなのですけれども。

○若見委員

一定の理解が得られているというのは、市側の一方的な逆の思いであって、保育所の人たちはぶつけ先がないままこういう基準の改定になってしまったと。それで、福祉部長も言っていましたけれども、いろいろな基準を緩和させていくということでは、認可外保育所が待機児の解消の一翼を担っているとか、一部役割を認めつついるわけですけれども、例えば星置とか金山とかそういうようなところに勤務したり、あるいは余市町から勤務に来ているというような方もいまして、働く母親たちの受皿となっているこの保育所の施設に対する観点からしても、本来の目的から見ても、この改定の進め方、考え方がすごくおかしいのではないかと思います。財政難の理由ということで 22 万円を削るということになりますけれども、子供の数が減少してきて、そういう措置をいろいろ緩和させながら対応してきているというのであれば、子供の数が減少してきていることを強調しますが、それだったら、なおさらこういうところを充実させていくのが本来の考え方ではないのかというふうに思うのですけれども、その辺の考え方の整理を一度したいと思うのですが、いかがでしょうか。

○福祉部長

今、認可外保育所への助成に対する、市の方からの新年度のあり方というか、考え方、その辺の時期的な、遅いということの、翻って保育所側の新年度のそういう計画をするときにも影響している。だから、そういった点、遅い対応ということで、その辺は十分反省しなければならないというふうに思っています。今後についてそういった新たな制度の変更とか、内容の変更とかそういった部分は、新年度の経営計画に影響のないように十分気をつけてやっていきたいと思っています。

また、今回の見直しなのですけれども、私は今子供が少なくなって、少子化ということ、そういった点でこれは小樽市内に住んでいる子供も、そして小樽市以外の札幌市に住んでいる子供も含めて、私はやはり日本全国で子供の子育て支援というのは大事だというふうに思っております。そういった中で、一つには認可外保育所が待機児童の解消ということで、そういう役割を担っているということももちろんであります。そういう中で、児童数が減少していると、そういうバランスが崩れてきているということで、今回 20 名という部分を緩和するということですから、認可外保育所の一つの支援ではあると思うのですけれども、それとあわせて、これまで銭函地域の認可外保育所、実態としては市内の子供、それとやはり、小樽市に籍のない札幌市からの子供もいるということで、これまでそういった意味もあって、小樽市としても 3 歳未満 3 万円、3 歳以上 1 万円という、そういった人数割の助成は行ってきたことはそのとおりなのですけれども、今、市の財政事情は御承知のとおり大変厳しいという、そういうこともあります。ですから、その辺は今までは十分そういったことも配慮の上にてきてきたということも事実なのですけれども、これからはそういったことを考えますと、やはり小樽市内の子供に限らせてほしいと、そういう余裕ももうなくなっているということも財政的にはそのとおりだと思いますので、ひとつそういうこともあって、今回こういうふうに考えさせていただいたということでございます。ですから、もう一回繰り返しますけれども、そういったあり方を変えるというときには、早めにこちらの考え方を示し、御意見も聞く、そういったこととなるべく支障のないようにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○若見委員

反省していますということですが、前年度の 9 月 1 日の入所児童数をカウントしてのこの基準、人数割の

考え方ですよ。何度も先ほども言いましたけれども、施設側は前年度9月在籍児童数で補助金の額を見込んで既に施設運営の計画を立てているのです。説明責任もきちんと果たさないで、この検討に入った段階できちんと説明するなり相談するなり予告するなり、せめて市の思いやりや真心で、こういう突然な改定ということ避けることができたのではないかと思います。もし反省していると、この計画のやり方が私はすごく乱暴というか、強引すぎるというふうに思うのですけれども、それを認めるのであれば、一番影響額の多いところで一つの施設20万円です。全体額が22万円で、多い施設が20万円です。この施設運営に大きな打撃を与えるこの強引な改定、今年度その反省の上に立つのであれば、今年度は従来どおり支給をさせて、そして周知徹底をきっちりして意見をしっかり聞いた上で、きちんとした福祉の立場に立った行政の運営をしてはどうかと思いますが、福祉部長の考えを聞かせてください。

○福祉部長

私が今申し上げましたとおり、確かに手続としては十分でなかったということは認めます。ですから、そういったことでさまざまな今後も起こり得るだろう、そういった制度改正とか、認可外保育所のあり方に関することにつきましては、十分気をつけていきたいということは先ほど話したとおりです。そういったことで、今もとに戻せというお話なのですけれども、一応これはこういったことで予算を第1回定例会にこういうような形でもって提案させていただいて、このとおり執行させていただいています。そして、この認可外保育所の金額は、総体では700万円近く認可外保育ということで支援をしているわけなのですけれども、そういった全体のこともありますので、そういった点で元に戻すということは難しいというふうに思っております。

○若見委員

認可外保育所への総体の支援額である700万円という大きな数のことを言っているのではなくて、今回この改定で多大な影響を受ける施設に対してどういう対応をするのかということです。私は納得できませんし、もちろん施設の人たちだって納得はいかないと思うのです。これはもう予算が決まっているからどうのこうのとかなんていうのではなくて、やはり自分たちはここにすごい重大な責任を感じなければいけないのではないのでしょうか。その点に立って、私はこれは継続的にきちんと考えていってほしいと思います。私はここで支給できるとかできないとか、イエスかノーかの答えではなく、私は支給をきちんとしてほしいのですけれども、福祉部長がそういうふうにおっしゃるのであれば、ここで完結するのではなくて、自分たちの責任を踏まえて、この後どういうふうに対応して、施設側にどういうふうはこの施設運営に協力をしていくのか、その辺のところを明らかにしていく検討課題としてきちんと持ってほしいと思いますが、いかがですか。

○福祉部長

今回の認可外保育所の市の方で補助している施設は4か所なのですけれども、今回のそういった時期が遅れて経営計画に大変支障となったということがありますので、その辺については私が改めましてもう一回その4か所の施設に出向きまして、この辺の話が大変遅かった点、そういったことで大変御迷惑をおかけした点、私の方からもう一度謝罪しまして、その辺の事情も話して、今後については十分このようなことのないように注意していきたいと、そういうふうに一度話をしたいというふうに思います。

○若見委員

わかりました。ただ、その点についても説明に上がった上でのその後の反応とか、施設側の声、その辺がわかった時点で、また報告していただきたいと思います。それからまた、このような強引なやり方というのは、本当に子育て支援をするという小樽市の基本的な立場があるのですから、やはりこういう二度と同じような過ちではないのですけれども、ミス犯すようなことはしないようにしていただきたいということを強く要望して、この質問は終わります。

◎障害者自立支援法について

次に、陳情第357号「障害者自立支援法の施行に伴う要望方について」にかかわって何点か質問をしたいと思います。

まず、障害者自立支援法の本来の目的と小樽市としての障害者福祉に対する考え方を最初に示してください。

○（福祉）地域福祉課長

まず、障害者自立支援法の目的ということで話しをさせていただきます。法律的に言いますと、第1条に目的ということで障害者・児の持っている能力や適性に応じて、自立して日常生活あるいは社会生活が営むことができるように必要とされる障害福祉サービスに係る給付を行いながら、障害者・児の福祉の増進を図る。それとともに障害の有無にかかわらず、健常者といえますか、そういう方も含めまして、国民が相互に人格と個性を尊重して安心して暮らすことができる地域社会を目指すというのが、法律の目的であります。

この法律のねらいとしてよく言われることとして話しをさせていただきますと、これまで身体、知的、精神という三つの障害に対して、それぞれ違う法律の下で違った枠でサービスが行われてきたものを一元化するというねらいが一つ。それから、サービスを利用する方本位のサービス体系といえますか、幾つにも分かれていた福祉サービスを、この法律の下で言いますと介護給付、それから施設訓練等給付、それと自治体がやるとされております地域生活支援、大きく言うところの3つに分けたサービスの再編ということと、これは障害者自立支援法だけではできないことではないのですが、就労支援ということで、雇用施策をこれまで以上にハローワークとかそういうところとの連携を強化していこうというねらい。あと、これまでサービス事業をするに当たってサービスの利用の決定が不透明だったというか、そういう反省に立って、障害程度区分というものを認定調査なり審査会というものを経て、障害程度の区分というものを透明で明確に明らかにしていこうというねらい。最後に、安定的な財源の確保という言い方をよくするのですが、これまでの支援費制度ですと、補助制度という中で予算がなくなった場合どうするのかという問題が絶えず言われてきていたものを、国の負担が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1ということで、法律の中で負担を明確化し、なおかつ利用者の方にも応益の負担をしていただくという中で、安定的に制度を維持していく。これがねらいだと思っております。

障害福祉に対する考え方ということなのですが、障害に限らず福祉についての考え方ということで、最近言われているのが地域福祉という考え方が出てきております。これは以前は措置制度に代表されるといえますか、考え方として、言葉は悪いのですが、福祉というのが施しといえますか、行政の方から与えるような、そんなような福祉の考え方というのが根強かった。それに対しまして、最近の地域福祉の考え方というのが、障害とか年齢の区別とか、そういうものなしに、それぞれが持っている能力なり適性なりを活用しながら、地域の中で地域に住むみんなが協力し、支援しながら暮らしていく、そういう社会を目指していくのだと。それが、今の福祉の考え方というふうに認識しております。

○若見委員

本当に私もそう思うところもあり、あるいは福祉というものがまるっきり商品化されて、福祉を買う時代になってしまったのかと、ちょっと残念というか、そういう寂しい気持ちもしているところですが、今回の障害者自立支援法では、制度のポイントとしては、原則1割負担や、障害の種別によらない共通のサービスということで、3障害を一元化するという考えが基本にありますけれども、この点についてはどのようなことに留意されているのか、教えていただきたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

これまで別々な法律でやってきた福祉サービスにつきまして、障害者自立支援法ということで、法律的に1本にしたということと、それに伴いましてサービスの枠といえますか、それが同じ土俵に上ったといえますか、そういうことだと認識しております。ただ、そうはいいまして、三つの障害がそれぞれその障害ゆえに必要なサービスというのはそれぞれ違っているのが当然といえますか、事実でありまして、また、ケアマネジメントといいま

すか、障害者に対する相談支援という面でも、これまで身体障害のある方に対する相談を専門にやってきた相談員の方が、法律が一緒になったから知的障害者の相談にすぐ応じなさいといっても、これはなかなか難しいことではないかというふうに思っております。ですから、制度的には 1 本にはなったのですけれども、障害ゆえにといえますか、その障害の特性、必要なサービスというのは、それぞれ考えてやっていかなければならないし、ケアマネジメントについても、それぞれの専門家が当たっていかなければならない。その辺は注意して実施していかなければならないと考えています。

○若見委員

そのような考えを聞いて安心したところですが、質問をちょっと変えます。

この 4 月から利用者は応益負担となったわけですが、自己負担に伴う応益負担になるということでの生活実態調査というものは、市独自でされているかどうかということ、まず尋ねます。

○（福祉）地域福祉課長

生活実態調査をやりますということでの直接的な調査というのは、現在やっておりません。ただ、これから 10 月に向かって施設側が新しい制度に移行するかどうかということも含めて、担当の職員が施設を回っていろいろお話を伺っています。その中で利用されている障害者の方が今度の応益負担、1 割負担の導入で利用を減らしたとか、あるいは入所している方が退所していったとか、そういうような影響はないですかと、そういう視点でいろいろ聞いて回っているところであります。

○若見委員

ぜひ事例をたくさん持って、それを分析して、市民の実態、置かれている状況というものを認識と言ったらちょっと生意気な言葉ですが、押さえていってもらいたいというふうに思います。

それで、私もたくさんではないのですが、聞き取りしましたけれども、障害の 1 級を持っていて、収入としては 8 万円程度の方が、今まで負担がゼロだったのが 2 万 6,000 円を超してしまうような自己負担が発生している。それで、今まで月曜日から土曜日まで通所していたけれども、日払い制になるということで、真ん中の水曜日の利用はやめたとか、いろいろお話は聞いております。たぶんその積み重ねが、市の福祉を充実させていく出発点にもなっていくと思うので、その点のところからお願いしたいと思います。

あと療育手帳の A を持っている保持者の 55 パーセントは障害程度区分は 3 以下になると。それで、施設入所支援の対象にならないというようなこともあって、とてもじゃないけれども、ひとり暮らしするようなお金もないし、施設に入るようなお金もないということで、今もう既に目に見えてきている現状というのがあると思うのです。その辺のところ、ちょっと離れたことになるかもしれないのですけれども、利用者から今どんな要求があって、今のサービスでは要求がどこまで実現に届いているのか。何が不足でそれについて今後将来どういうふうに備えていくのかという、大ざっぱで構いませんので、小樽市のスタンスを教えてくださいたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

利用者の方のサービスのニーズといいますか、それにつきまして最近調査したものというのはありません。ただ、一つには今年度障害者計画と障害福祉計画というのを策定していこうというふうに考えておりまして、その中には施設側の意向調査というもの当然あるのですが、もう一方で障害者の方に対するアンケート調査というもの、今考えております。だから、そういう中でニーズを吸い上げていくといいますか、そういうことはやっていきたいというふうに考えております。小樽市は障害者施設という意味では、わりと市の規模としては充実した方なのかという気はしているのですが、ただそれが実際に障害者の方のニーズとマッチしているのかどうかというのはまた別な問題なのかという部分もありますので、そういったアンケート調査結果などを生かしながら、今後必要なサービスを提供していく体制を考えるなどの、取組を進めていきたいというふうに思っております。

○若見委員

障害者福祉サービスの利用者の多くというのは、低所得者層と言われておりますけれども、私の聞いた生の声そのままを紹介しますと、障害者自身が 1 割負担をして、市がその浮いたお金で最も困難な障害者に独自の配慮をしていただきたいとか、あと障害を持つ子供の母親からは、子育てをいろいろずっとこうやってしてきたけれども、子供の育ちをいよいよお金で買わなくてはいけないことに矛盾と憤りを感じると、そういう声を聞いただけでも目に涙が浮かんでくるような、本当に切実な声というのが届いてきます。それで、国の方からの基準などをまだ詳細な部分が出ていないという部分もありますが、私たちとしては、市独自の減免制度をとということで求めますけれども、そもそも国は自治体間の格差を防ぐのが障害者自立支援法だというふうに言ってきたのです。それで、自治体の裁量でこの減免というのに取り組むということは可能ではないかというふうに思うのです。実際問題、制度を開始してから、全国 128 の自治体が独自に軽減策をとってきているのです。北海道では、私が紹介するまでもなく、帯広市では全対象者というわけではありませんけれども、国の制度では実質的な恩恵はないということで、利用者負担の 5 パーセント引下げを決めて、400 人の方が負担軽減をされる。こういうふうにして、またあと釧路市でも、社会福祉法人における低所得者の介護利用軽減制度が民間サービス事業にも拡大して、868 万円の予算が計上された。いろいろな北海道の中でも独自に既に取り組んでいる自治体もあるのです。それで、ではこの小樽市として具体的なものは今すぐには示せないにしても、前向きな姿勢があるのかなのかということだけ、単刀直入にお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

一つに、市の独自の軽減策ということでの考え方といいますか、そういうことだと思うのですけれども、確かにこの障害福祉サービスを利用される方というのは、低所得の方が多いということは認識しております。この法律の制度の中で、個別減免とか、いわゆる補助給付とか、そういう利用者の自己負担の上限額というところから始まるのですけれども、そういった軽減策というのが制度の中にあるわけですし、一つにはこういった制度を活用していただけるように周知するという、私どもが周知するののももちろんですし、施設側ももちろん事業者の方にそういうことを周知し、相談に乗りながら負担を少なくしていくということがまず第一ではないかというふうに考えます。

市独自の軽減策についての考え方ということですが、確かに道内でも帯広市とか、釧路市とか、北見市とか、独自の軽減についてというのは私どもも聞いておりますけれども、小樽市の社会福祉法人減免につきましては、これは社会福祉法人の方でやるということになりますと、市の持ち出しといいますか、そういうのも当然出てくる中ではそれはやっていこうというふうになっております。ただ、社会福祉法人減免につきましては、法人の持ち出しも出るものですから、法人の方でやりませんということになると、できない減免制度ですので、その辺は法人の事情もあるでしょうけれども、協議しながらやっていきたいというふうに考えております。その他の軽減策については、市長の答弁でもあったかと思うのですが、10 月から地域生活支援事業という市の独自事業も始まりますし、この障害者自立支援法で言うところの自立支援給付のサービスも本格的に始まってくるという中で、現在係る経費について精査しているところでありまして、そういったものも含めて、どういったことができるのか、市の独自事業としてやる地域生活支援事業がどういうものができるのか、あるいは利用者の負担をどうするのか、その辺も含めた中で軽減策については制度全体の中で考えていきたいというふうに思っております。

○若見委員

経済的に支援する立場にあるというふうにとらえて構わないのですよね。どういう方法になるかは別として、支援していく軽減策、前向きな姿勢にあるということにとらえてよろしいのですよね。その点を聞かせてください。

○福祉部次長

減免についての考え方は、地域福祉課長から言ったとおりなのですが、前向きで考えていくというところでは当然前向きに考えていきますが、財源的なこともありますので、そういったことでトータル的な判断もしてい

かなければならないということもあります。ただ、利用者にとってよりよい制度になるような方向では検討したいと思います。

○若見委員

わかりました。それでは、次の質問に入ります。

◎福祉ホームに関するニーズについて

実は宏栄社にかかわってですけれども、昨年工場と寮を分離して、仕事をそれなりにしていける方たちで、障害の程度が軽いので施設に残れる人はとても少ないというふうに聞いているのですけれども、福祉ホームの受入れ状況などを見れば、地域でアパートを借りなければいけないとかいろいろな心配があるのです。ただ、そうはいっても、こういう言い方はあまりしたくないのですけれども、そういう障害者ゆえにアパートに入居できない人というのも実際にいまして、まだまだ地域がそういう受入れの態勢になっていない現状というものも避けられずあるかなというふうに思うのです。だからこそ、福祉ホームがとても重要な位置を占めるわけで、市長も一般質問の中でこの福祉ホームに対する考え方を述べておりましたけれども、どのぐらいの需要があり、どのぐらいの供給があるのか、この辺の予測がもし立てば、もう実際こういう声としても出てきているのですから、調べればわかることなので、その辺の予測とその対応を聞きたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

実際の福祉ホームに関するニーズなりの御質問と思うのですが、法人の方で 1 次判定ソフトというのに基づいて、独自に試行的にテストケースとして 1 次判定を使った場合に、多くの方が退所せざるを得ない結果が出たということとは私どもも聞いております。ただ、それが障害程度区分に直結するものではありませんで、審査会の結果を踏まえた 2 次判定で障害の程度の区分が決まっていくということでもあります。もう一つ、施設のサービスの場合、5 年間の経過措置の期間というのがありまして、今、私どもが施設の方から聞いている話ですと、この 10 月に入所施設がすぐ新制度に移行するという話は伺っておりません。平成 19 年度の 4 月からという話も今のところ伺っていないのが現状です。

そういった中で、施設もいろいろ考えているようでして、伺っているところによりますと、現在、法人で福祉ホームを小樽市内でやっているのは、2 か所なのですが、そのほかに福祉ホームという形ではなくて、入所施設を持っている法人は行く行くは新制度に移行していくときに自分の持っている施設を福祉ホームに転用することも考えの中にあるとか、そういうお話も伺っておりまして、法人も当然自分のところの経営が行き詰まったら大変なわけですから、退所しなければならない人が多ければ、自分のところの施設を福祉ホームに転用するとか、ケアホームに転用するとかということも考えていくのかなと思っております。その際には、私どもも十分協議させていただくといえますか、相談しながら障害を持っている方の不利益にならないような方策について考えていきたいと、こういうふうに思っております。

○若見委員

最終的にはもちろん制度がはっきりしてこなればわからない部分というのはたくさんありまして、市の方としてもすごく苦勞が伴うことで、10 月改定といっても、今もう 6 月で、急がなければいけないことがたくさんあって大変だとは思いますが、陳情にも上がっていますように、国に要請するものはきちんと独自に要請をして、差別がなく平等の市政の実現、福祉の実現というものを願って、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○成田委員

◎バス路線について

私の方からバス路線というか、スタート地点、この市内を走るバス路線によって小樽市内の経済効果というか、それから人的な交流とか、そういう場が広まっていくものと感じるのですけれども、この小樽市内のバス路線で今マイカルの方に路線が増えるとか、それからオタモイの方から中央、そして小樽駅前を経由して流れが変わるとか、そういう路線が幾つかできると思うのですけれども、この辺はどういうふうになっているのでしょうか。

○（市民）総合サービスセンター所長

中央バスの築港地区の路線についてでございますけれども、中央バスの方に確認させていただきました。

一応 7 月 1 日からの予定でございますが、現在のばるて築港線、小樽駅前からばるて築港までの便、1 日約 29 便ございますけれども、これの終点を延長しまして、望洋台シャンツェまで行くという形になります。ですから、現在のばるて築港線は小樽駅前をスタートしまして、ばるて築港を抜けて望洋台シャンツェ下までということで、ただし現在の望洋台線につきましては減便はしないということでございます。

次に、おたもい線でございますけれども、現在おたもい入口から幸町を経由しまして、本局前までということで行っている路線でございますが、このうち 1 日 4 便をばるて築港まで延長したいということでございます。

次、赤岩線でございますけれども、これにつきましてはかもめヶ丘団地から本局までという路線でございますが、このうち 1 日 3 便をばるて築港まで延長したいということでございます。

また、このほかの本線でございますけれども、現在手宮発、それから新光 2 丁目ということで本線はございますけれども、これ以外に 1 日 6 便、手宮発、それからばるて築港経由の新光 2 丁目行きという路線を、これは一応新設という形になると思いますけれども、新たにつくりたいということでございます。これにつきましても、現在の手宮～新光 2 丁目行きの本線については便数はそのままというふうに伺っております。

○成田委員

それでは、かなりの便数が増えるということで、バスも増えるという形になるのですか。

○（市民）総合サービスセンター所長

そのとおりでございます。あくまでも現状の便数は確保されていると。それにプラスの先ほど言いました延長と、それと新設ということでございます。

○成田委員

それでは、これに伴って雇用の増進も図られるわけですね。乗務員の方々の採用というのも増えてくるということなのですか。

○（市民）総合サービスセンター所長

そこまでは確認しておりません。あくまでも便数の増ということでございます。

○成田委員

バスの台数が増えることによって、市民の動く経済効果というのかなり出ると思いますし、バスが増えることによって雇用も増進されるし、小樽市の経済効果というのかなり出てくると思いますので、ぜひそういう側面から、小樽築港駅の横に道営住宅、そしてマンションが建ちます。その人たちをあそこに孤立させるのではなくて、小樽市内にも誘導できる。そして、人的交流もできるような、そういうようなどんどん交流させるような路線をつくっていただきたいと思います。ぜひ進めていただきたいと思います。

○（市民）総合サービスセンター所長

今の意を踏まえまして、私どもとしましては今後もいろいろな形で中央バスの方に働きかけていきたいというふうに思っております。

○成田委員

◎小樽病院の薬剤師の役割について

バス路線もそうなのですが、それから一番これから大事なことというのは、小樽病院のことにに関して今伺

いたいと思っているのですけれども、小樽病院の経営路線をしっかりしたものにしていただきたいと思いますし、質問をしているわけなのですけれども、現在、小樽病院の機能評価を受ける中で、薬剤師の求められている役割というのがあると思うのですけれども、この役割はどのようなものがありますか。

○（樽病）医事課長

病院機能評価の中の薬剤師の役割でございますけれども、病院機能評価では質の高い医療の提供が求められております。その中で、薬剤師関連業務に関する評価項目もバージョンが進むにつれていろいろな多岐にわたってきております。その中で、特に患者への安全面における薬剤師の役割が重要になってきておりまして、医療事故防止の観点から薬剤師による院内にある薬品の保管管理体制や注射薬の無菌調整、さらに副作用削減・防止の観点から薬歴管理や薬剤情報提供の充実等が現在求められております。

○成田委員

一番大事なところは薬歴の管理だと思うのですけれども、これは薬を処方することによっていろいろな副作用が起きる場合が考えられると思うのです。

そこで、よその病院でかかっていて、院外処方を受けて薬をもらった。そして、また小樽病院に行ったら薬をもらった。この薬をもらうことによって副作用というのは起きやすいと思うのですけれども、ここの中で薬剤師の法定基準がどのような形になっているのでしょうか。

○（樽病）医事課長

薬剤師の基準なのですけれども、医療法上薬剤師の定数については、平成10年から現在の基準に改定されておりまして、外来処方せん75枚につき薬剤師1名、また一般病棟の入院患者70人につき1名、精神病棟の入院患者の場合には150人に薬剤師1名の基準となっております。

○成田委員

この75枚と一般病棟の服薬指導をやるのが70人に1人ということなのですか。ベッド数で数えての薬剤師なのですか。

○（樽病）医事課長

この処方せん枚数等、また一般病棟の入院患者等でございますけれども、これは前年の1日平均に対する割合でございます。

○成田委員

入院患者に対する薬剤師の業務として服薬指導がありますね。今行っている現状と、それからその服薬指導をすることによる点数、それがどの程度の点数なのか。薬剤師だからといって、処方せんをもらって袋詰めして、はい、ありがとう、お大事にと言って、それだけが業務ではないと思うので、それ以外に点数の高い業務というのがあると思うのですけれども、それはどのようになっているのですか。

○（樽病）医事課長

先ほど委員もおっしゃいましたとおり、薬歴管理等を通して、患者にその薬についての副作用が起きているとか起きていないとか、そういうのを指導する服薬指導というのがございます。それで、小樽病院では平成2年から内科の1病棟について、また第二病院では平成16年から心臓血管外科病棟について、その服薬指導業務を開始しております。これについては両病院とも毎日午後から薬剤師1名がその各病棟に上がりまして、患者に服薬指導を行っております。また、この診療報酬上、服薬指導につきましては週1回、月4回を限度といたしまして、診療報酬上点数があります。それで、その点数は1回が350点。その件数でございますけれども、両病院とも月平均90件前後の服薬指導を行っているところでございます。

○成田委員

服薬指導をすることによって、薬の原価がかからない点数だと思うのです。これは薬を売ることによって、また

利益も上がるのでしょうか、薬もだんだんかなり厳しいところにいると思うのです。医療制度改革の中で医療報酬もだんだん減額されて、また医薬品もかなり減額されていくというような話を聞くわけなのですから、原価のかからないのは服薬指導だと思うので、これを充実することによって小樽病院が逼迫した経営内容が、改善された経営になっていくのではないかと。路線もそういう面を変えていく必要があるのではないかと。思っているけれども、その点についてはどうでしょうか。

○（樽病）医事課長

現在、薬局の方でも、小樽病院の場合 1 病棟しかやっていませんけれども、これも次から次というわけではないですけれども、一つずつ増やしていきたい。また、先ほど病院機能評価の中でも答弁していますけれども、無菌調整といまして、薬剤を今までは病棟の看護師がいろいろやっている部分を、無菌室の中で中心静脈栄養といまして、食事の食べられない方のそういう薬剤を無菌室の中で詰めたり、それから抗がん剤を無菌室の中で詰めるというような作業も、これも診療報酬上点数が上がりますので、そのようなことも今年の 2 月から薬局では、IVH が入っている方、土・日も当然必要ですので、土・日も作業して、そのようなあくまで病院機能評価で言われております医療安全という面から、そういう作業にもかかわっておりますので、今後こういう部分でますます薬局業務を広めていくということは当然考えております。

○成田委員

やはり健全な経営をしていくためには、これを進めていただきたいと思いますし、新病院ができたときに、院外処方にしてくれるという話を市立病院調査特別委員会で何回か聞いたことがあるのですけれども、新病院になってからこの体制に入っていくのか、それ以前から院外処方に取り組むのか、これについてどうでしょうか。

○（樽病）事務局長

今、医事課長の方からいろいろ今後の薬剤師の進む方向について話をさせていただきましたけれども、確かに委員がおっしゃるように、薬剤師のこれからの進む方向というのは、病棟にどんどん入っていった服薬指導なりという業務を行う。それから薬歴管理の方にシフトしていくと、この流れは十分私どもも認識しております。しからば現実的にどういうふうな薬剤師の対応になるかといいますと、現在、調剤業務を行っている薬剤師の労力を病棟の寝室の方に持っていくということになれば、当然考えられる選択肢としては院内処方から院外処方へということになります。こういう認識も十分持っております。ただ、我々は今まで検討はしてきておりますが、一つには小樽病院に來ている患者の御意見、これは今まで寄せられている御意見を見ますと、院内処方と院外処方、大体希望が半々なのです。今、内科以外を予約制にしましたので、薬の待ち時間も相当短縮されていますので、院内処方を望む患者の方が逆に多くなっているかなというふうに今思っていますが、ただ、今言ったような大きな薬剤師の業務の流れ、それからこれは何かと言いますと、病院における患者に対する安心・安全な医療の提供という大きな命題があるわけですから、これに向かって進んでいくということは当然考えています。

そういった中で、いずれにいたしましても、現在のところ、院内処方、院外処方を持っている病院の経営上の問題、経済性がどうなのかということがなかなか正確につかむのが難しいのですが、こういったことも詳細に研究するというのが今必要ですし、しております。それから、そういった中で今言った患者の御意見等もあるものですから、具体的に今後検討してまいりますけれども、かつ慎重にやはり検討していかなければならない問題だというふうに考えております。

○成田委員

院内だけで処方して病院内の薬剤師が一生懸命仕事をして、小樽病院の中では充実した面があると思うのです。患者も一回一回表に出ないで病院の中で全部処理して、そして帰宅できる、そういうのもあるだろうと思いますけれども、小樽市全体の流れの中で、調剤薬局を経営している人たちというのは、かなりの薬剤師を雇用しているわけです。雇用されている家庭というのは、ある程度小樽市に在住します。そういう人たちの仕事の間をつくってあ

げるといのも小樽市の行政の一つでないかと思うのですけれども、そういう面からも両面でやれるような方法を考え出して、そして小樽市の人口増にもなるような、行く行くはそういう形になるかもわかりませんが、小樽病院の経営を改善するための一つの手段として、ぜひ取り入れて考えていただきたいと思います。この点については、どうでしょうか。

○（樽病）事務局長

委員のおっしゃることもわかりますが、例えば私どももどういうことか今理解できないでいることがありまして、道内の大きな病院で、これは市立病院、自治体病院ではないですけれども、法人病院ですけれども、幾つか院外処方を持っていったものを院内処方に変更しているという病院があるのです。法人病院についてはなかなかなぜそういうふうにしたかという理由は聞いても教えてくれませんが、いわゆる病院経営上の問題として、そこにはいろいろな問題があるのだろうというふうに思います。先ほど言いましたように、その辺の詳細な研究もしていかなければならないと思いますが、ただ自治体病院、市立病院、例えば7割以上がもう院外処方をしている。その中で院外処方と院内処方の比較というのも十分ほかの市立病院もできていると思いますので、そういった情報も十分踏まえて、検討していきたいと思います。

○成田委員

◎ごみ収集の体制について

行政で民活というか、民営の方向へ官から民、民でやれるのは民でやるよう方向転換をしていく、路線を変えていくということも必要だと思うので、ここでまた質問を変えさせていただきますけれども、環境部のごみ収集の件で、先ほど環境部から報告をいただきました。そのごみ収集の実績が報告されているわけなのですが、市の直営されているごみ収集の体制、平成16年度から現在まで、減車されている部分とかあると思うのですけれども、その取組はどのようになっているのでしょうか。

○（環境）藤井主幹

家庭ごみの収集体制をこれまでどのように取り組んできたのかというお尋ねだと思うのですけれども、平成16年度末での直営の車両台数はごみが13台、資源物が1台、合わせて14台体制でした。17年度においては、御存じのとおり、ごみの減量化・有料化ということになりましたので、ごみ量は相当減るだろうということと、資源物がだんだん増えてくるということを見越しまして、4月の当初に既に4台減車、その後8月に7月ぐらいまでのごみ量の推移を見て、さらに1台を減車し、その1台減車した分を逆に資源物の方が増えていますので、そちらの方の収集に1台、増車分に回した。ですので、17年度末としてはごみの方が8台、そして資源物が2台の合計10台体制。現在のところは、昨年度のごみ量は、先ほども報告申し上げたとおり、42パーセントぐらいの減というのがありましたので、18年度の当初から1台を減車して、現在のところはごみの収集・運搬が7台、資源物の方が2台の9台体制ということでございます。

○成田委員

かなりの台数を減らしてきていると思いますけれども、委託化計画というのか、財政再建推進プランの中で駆け込みの収集・運搬の委託化を拡大するという、そういう計画がありますね。その進ちょく状況とか、平成18年度末の市直営の車両台数の見込みについてどういうふうになりますか。

○（環境）藤井主幹

今後の委託化の見込みということのお尋ねだと思うのですけれども、委員がおっしゃったとおり、財政再建推進プラン実施計画、この中では家庭系のごみの収集・運搬の委託化の拡大ということが盛り込まれてございますので、当然それに基づいて我々としては計画的に進めていく方向ではいます。具体的には、平成18年度は10月、あと1月、来年の4月にごみの焼却施設とかリサイクル施設が供用開始しますので、それに伴う職員派遣もございまして、10月に1台、来年の1月に5台と、合わせて6台を減車し、それに相当する部分を民間に委託していきたいという

ふうに考えているところです。ですから、19年1月、18年度の年度末と言い方でも同じなのですが、ごみの方は1台、資源物が2台で、合計3台体制というような形になると考えております。

○成田委員

この減車した分というのは、民間委託にすれば、ごみ収集というのは今法人化されている会社1社と、あと個人業者が行っていると思うのですが、1社というのは独占企業化されているのでしょうか。それとも、そういう1件というのは、ほかから来た、何かそういう委託化の受皿にするのに必要な部分というのは、こういうやれる部分とやれない部分というのは当然出ると思います。申請してくる中に、規定とかそういうのはあるのですか。

○（環境）藤井主幹

委託の受皿の部分のお話だと思うのですが、確かに、今、委員がおっしゃったように、現在は法人の会社1社とあと個人業者が三つあるのですが、業務量としてはほとんど法人1社が大きいと思いますので、独占というふうに言いきれるかどうかわかりませんが、かなりの量を占めているということは事実でございます。ですので、今6台減車でそれを民間委託する方向に移ってくる中で、仮にその法人の1社の方に、当然個人の方は持っていませんので、法人1社の方に行ってしまうと、それこそ独占と言ってもいいような状態になりますので、そういう部分では、議会の方からもそういう1社独占というのはどうなのかというような御意見もございましたし、私どももいろいろな意味であまり好ましい状態だというふうには考えてございませぬので、できればその受皿ということで新たな会社なりが設立するなりして、そういうところに受け入れてもらえたらということでは考えております。一応今のところ、受入れには今言ったように基準があるのかというお話でしたけれども、廃棄物処理法施行令第4条の規定とかで、いずれにしても受託基準というのがございまして、「受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」ということでなければならないということが明記されておりますので、それなりの習熟した財政基盤のしっかりしたところでなければならないとは思っております。今のところ、そういう受皿があるのかというお話だと思うのですが、一般廃棄物の収集運搬業の受託業者、全体で6社あるのですが、そのうちの4社が共同出資で、そういう形で新しい会社を設立する動きというのを聞いてございまして、うまくいくと7月ぐらいにというお話も聞いていますので、当然そこは今言った受託基準というのを満たすと思いますし、ある法人1社とはまた別な法人になりますので、そういう意味ではいろいろな災害があつたりとかいろいろな部分でもお互いに補完するなり競争し合うとかメリットが大きいと思いますので、そういう形でやっていけばいいということで、動向を見ているというような状況でございます。

○成田委員

何でも独占というのはあまりよくないのです。そして、個人でやると力不足でかえって迷惑をかける。個人的にやると、自分で受け入れなくても手いっぱい間口を広げておいて、やれなくなったから、はい、やめましたということになったときに、大変なことになるので、できることならそういう共同企業体みたいな形で、そしてお互い分担しながら、そして人員を確保しながらそういう業務というのがやれるところはそういうふうにして切さたく磨して、お互い協力し合って、競争し合って業務をやってもらえるような、そういう進め方というのが大事だと思うのです。環境部長、その辺について何かありましたら。

○環境部長

従前からごみの委託の会社の件につきましては、市内の大きな1社ということで、あと個人業者、ただ今までは直営班で大体同じぐらいの量を持ってございましたので、ある程度何かあっても直営での対応というのが可能でしたけれども、今後直営が減っていくということになりますと、1社だけでやっていくと、先ほども言いましたとおり何かあったときの対応ができないということで、この辺は今までで実績のある市内の4社の共同出資という話が、

以前にもあったのですけれども、最近になりまして本格化、準備委員会等も立ち上げてかなり話が進んでいるようです。私どもとしましては、これに期待をしているということで、今後そういう２社体制ということになりますと、お互いまた何かあっても補完し合えるという部分がありますので、その辺に期待をしたいということでございます。

○委員長

自民党の質疑を終結し、平成会に移します。

○大橋委員

質問通告しているものの前に、ただいま出てきました資料について若干聞きたいと思います。

◎小樽市温暖化対策推進実行計画について

まず、小樽市温暖化対策推進実行計画について資料を見て、最初に聞きたいのは、廃棄物処理施設の停止により 52.9パーセント減となっていますが、これは平成11年度が基準ということですから、平成11年度以降天神の焼却場が停止したという、そういう意味なのでしょうか。

○（環境）環境課長

今、委員がおっしゃったとおりであります。天神の焼却場が停止したということでございます。

○大橋委員

せっかく減ってよかったのですけれども、逆に今度いよいよ桃内のごみ処理施設が稼働します。この桃内の規模は天神と比べものにならないだけの処理能力を持っているわけですが、これは桃内が稼働した場合に、この辺の減少分がゼロになるのか、それとももっともっと以前よりも増えるという考え方をするのか、その辺はどうなのか。

○（環境）環境課長

この実行計画については環境省の方で一応ガイドラインみたいのが出ていまして、その中では小樽市の事務・事業の中ということになっていますので、桃内の焼却場については北しりべし廃棄物処理広域連合ということでまた別組織になりますので、一応次期の実行計画をつくるということになれば、その中からは外れていくという格好になります。

○大橋委員

統計的にはそういうことになるのは理解しましたけれども、いわゆる桃内も小樽市内であるという部分から、桃内についてこういうような一酸化二窒素、それがどのぐらい出るとかそういうことはあまり考えたことはないということですか。

○（環境）環境課長

小樽市全体の排出量ということでいけば、当然桃内の焼却場ができれば大きなウエートを占めることになりますけれども、基本的に小樽市の事務・事業の中には入りませんが、その中でたぶんそういう施設については順次そのような格好で十分温室効果ガスの排出量の削減につきまして、うちのような格好の指導というか、それなりものはしていかなければならないというふうに考えております。

○大橋委員

指導をしていかなければならないということは、今のところ結局まだ予測とか、そういうことはしていないということですか。

○（環境）環境課長

現在のところ、まだ予測とかは一切やっておりません。まだ、事業の実行計画もようやく平成17年度の数値がまとまって、皆さんに報告したという段階でございますので、次期についてはこれから考えていくという格好になります。

○大橋委員

それから、ロードヒーティングの適切な施設管理や職員による率先行動によって減ったとか、それから 3 の点検結果の評価についてというところでも、下の方でロードヒーティング、暖房が 9.7 パーセント減となっており、「適切な温度管理、維持管理などによる率先行動が成果として現れたものと考えられる」というふうになっているのですが、これはどのようなことを指しているのですか。

○（環境）環境課長

実際、排出ガスの数量というのは、各部の方から環境部に報告ということで、トータルの数字をうちの方で検証する。その中で、13.5 パーセント減った中身についてうちの方で分析した結果、基本的にロードヒーティングの冬期間、毎年少しずつ、平成 16 年度が 14.7 パーセント減っていますし、17 年度は 13.5 パーセント減っている。その中でどれが一番ウエートが大きいのだろうということで分析した結果、やはりロードヒーティングとか暖房という冬期間の部分が温室効果ガスの排出が大きく左右する。それで、昔は結構ロードヒーティングにつきましては、何本もそういうものをつくりながら、維持・管理というか、集中管理をせずに燃やしちゃっ放しにしているなど、そういうのがあったのが、少しずつ集中管理をするようになって、それが効果として現れてきたのではないだろうかということの数値上の現れというふうに思っています。

○大橋委員

今おっしゃっていたような集中管理とか、そういう効果が現れている面もあるのだと思うのですが、平成 17 年度の積雪が非常に厳しかったにもかかわらずというようなことでの文脈からいきますと、ここの言い方に対しては、ちょっと問題があるのではないのかと思うのです。ということは、今年の結局ロードヒーティング問題というのは、一つには冬期間故障、それからふぐあい、そういうような言葉を使って停止しているところやなかなか直せなかったロードヒーティングがある。それから、非常に大きな問題として、節約するため設定温度が低すぎて、そのためにヒーティング効果が冬の初期の段階で出ないで、非常に交通混乱を招いた。市民から見るとそういうような現実があるのです。その中で、非常に適切な管理とか率先行動という言葉で一方的に褒めてしまうのは、認識がちょっと市民感情とずれると思うのですが、いかがですか。

○（環境）環境課長

文章については、そういう適切という言葉を使っています。そして、率先行動の実行計画の中では、全体のそういう燃料費につきまして、基本的に 5 パーセント以上削減しようというような言葉で書いています。その目標が達成できた。その中でやはり大きいのは、職員の中の適切な維持・管理が一番大きいと。基本的には一部停止している部分もございしますが、全体的な施設管理の中で十分温暖化の原因を減らす要因が大きいのではないかとということで、こういう文章にさせていただきました。これは建設部長の了承をとったという形で報告させていただいたという格好になっております。

○大橋委員

◎不法投棄の対策について

それでは、資料 1 の方で質問をいたしますが、増減で 1 万 6,583 トン減ったという形で非常に効果があるわけですが、これは資源物の収集量の方は 7,767 トン増えているわけですから、これを結局引いた 8,817 トンが今回の減量化といえますか、そういうふうな中での資源の節減とか、そういうことによって減った分という考え方でいいのでしょうか。

○（環境）藤井主幹

排出量ということでありますけれども、今言った燃やすごみ、燃やさないごみ、あと資源物もありますが、一応この 1 の下の方にある粗大ごみ、こちらの方も入れてごみの総量という認識、そういうとらえ方をしています。

○大橋委員

粗大ごみの部分は増えているのですけれども、粗大ごみの中で山の中に放置されている粗大ごみがかなり目立つようになったのです。それで、それに対して大変苦労して収集しているということもよく知っています。ただ、追いつかないといえますか、依然として単身者が引っ越し荷物を捨てていったなんていうのがまだごろごろしているのですけれども、現在、その監視員制度や、回収方法については、どういう体制で行っていますか。

○（環境）藤井主幹

不法投棄の対策ということのお尋ねだと思います。それで、廃棄物処理指導員という者が廃棄物事業所におりまして、9人でそれぞれ担当地区を分けているのですけれども、それはそれぞれ不法投棄の多い重点地域のゾーンを分けていまして、ほぼ毎日パターン別に分けて不法投棄の監視も含めてやっているということと、あと不法投棄の監視パトロール車がありまして、今2台、職員4人でやっていますので、それがどちらかというと重点区域の方にも、監視のパトロールに1台置くという形で、両面でやっているというのが実態です。あと、啓発として全国市長会の方で推進している不法投棄のマナー・ルールということがありますので、そういうポスターを張るとか、そういう啓発、そういう部分と両面、そういう形では進めております。

○大橋委員

◎ごみの飛散について

桃内の処理場の履土といえますか、土をかぶせる、それが薄かったとかいろいろな問題もあったのですけれども、飛散してしまう、風によって飛んでしまうごみについて尋ねますけれども、まず一つは桃内に隣接している道路で丸山の登山道にごみがあるという問題、去年も指摘しました。それで、環境部の方でそれについては今年になってから片づけたという報告を受けていますけれども、その状況はどうだったのでしょうか。

○（環境）藤田主幹

丸山の登山道に飛散しているごみのことでございますけれども、この雪解け直前の4月27日に環境部職員とそれから委託しております樽栄環境整備株式会社、合わせまして9名が午前中から登山道に入りまして、ごみを集めてございます。約1日かけまして行った結果、ポリ袋に約20袋ぐらいのごみが飛散してございまして、それはかなりきれいに集めたという結果でございます。それから、雪解け後にもう一度同じ登山道に入りまして、そのときも午前中かけて山の上まで回りましたけれども、このときには1袋にも満たないぐらいのごみの量であったと、そういう状況でございます。

○大橋委員

登山道の本に引っかかったりして、あそこの部分だけで幅の狭いところなのですが、それだけの量があったのですが、農家の方からもごみ飛散に対する苦情とか、また対策とかそういう方は現状どうなっているのですか。

○（環境）藤田主幹

農家の方につきましては、実際に農地の方に飛んできているというような実態はございません。ただ、処分場から水処理施設の方へ流れている川がございますので、そこにやはり若干落ちていくという経過がございますので、これもある程度の増水が終わった時点で川に入りまして、環境部と、それから樽栄環境整備株式会社でやはり七、八人入りましてごみ拾いをやったという実態がございます。

○大橋委員

それでは質問を変えます。

◎高齢者の孤独死について

高齢者の孤独死の件なのですが、昨年の暮れ、私のよく知っている人が孤独死をしまして、電気が3日間もついたままということで近所の人が入ったら死んでいた。それから、ついちょっと前ですけれども、これは今度は死んだ人は知りませんが、発見した方が私の知人で、やはりどうも何日も連絡がつかなくておかしいという

ような子供のところからの連絡といいますか、それでのぞきに行ったら死んでいたという問題がありました。まず、そういうふうな形で孤独死をされている方の、小樽市の近年の状況についてどうなのでしょう。

○（福祉）高齡・福祉医療課長

孤独死についての御質問でありますけれども、近年、孤独死という言葉が大変よく聞きますけれども、それについてのはっきりした定義というのは今のところございません。例えばひとり暮らしの方が、自宅で亡くなった場合、これを言うのかとか、例えば家族と一緒に住まわれている方でも、その方が家族がたまたま外出しているときに死んだ、そのときはたまたま一人だったというときもそれを言うのかとか、あとマスコミの報道とかでありますように、死後何日かたって発見された場合を果たして言うのか、その辺のはっきりした定義というのは今のところないような状況でございます。

それで、警察の方で聞きましたところ、警察の方で変死という形ですと、何件あったという形では押さえているようなのですけれども、例えば自力で救急要請した。例えば心肺そ生している最中に救急車で搬送されて、それで病院で亡くなられたというようなケースは変死扱いにならないケースもございますので、それについては警察の方では把握していないという状況でございます。

それで、その辺を含めて孤独死が何件、何人というような推移を含めまして、私どもの方で残念ながら今のところ数字は持ち合わせてはいないというのが現状でございます。

○大橋委員

統計的に見て、正確な数字を出せるにはいろいろな状況がある。それについてはよくわかりました。ただ、現実に見聞きしている中でもそういうふうに起きているわけですから、結構な人数が出ているのではないかと。これは全国的にどうやったら対策を打てるのだという話が相当話題になってきている問題ですから、その中で在宅虚弱高齢者緊急通報システムを小樽市で採用していて910万円ほど予算を使っていますが、この事業の内容、それから実際の使用状況、その辺のことはどうなのでしょう。

○（福祉）高齢・福祉医療課長

現在、小樽市で取り組んでおります緊急通報システムの関係なのですが、ただいま委員がおっしゃった予算の部分につきましては、実を言いますと、平成16年度までの部分でございまして、実は平成17年度、昨年、制度の方を改めております。その辺から説明させていただきますと、平成16年度までにつきましては、心臓疾患をお持ちの単身高齢者の方を対象に、緊急時に簡単に外部に通報できるという形のシステムを高齢者の自宅に設置するという事業を実施しておりました。これは小樽市が設置するという形の制度でございます。昨年度この制度を改めたと申しますのは、自宅に設置するだけではなくて、外出先、歩行中を含めてですけれども、そういう場合も緊急連絡ができるようにという形で、自宅設置の方式と携帯端末の形のシステムのどちらかを選択できるという形にしまして、そのほかにサービス内容といたしましては、警備員が駆けつけるとか、単純に近所に家族がいらっしゃるというので、連絡がつけばいいというようなさまざまなサービス内容の中から利用者の方が選択をしていただきまして、その中の導入する経費について小樽市が助成するというのを平成17年度に改めて開始したところでございます。

今年度の予算書で言いますと、新しい制度の方につきましては、介護保険事業特別会計の中の地域支援事業の中で任意事業というカテゴリーがございまして、その中には具体的な事業名というのは出ておりませんが、その中で60件分の予算づけをしているところでございます。一般会計で計上されている方につきましては、先ほど申しましたように旧制度の方でございまして、そちらの方は3年間の経過措置を設けておりますので、既存の設置者にかかる分の予算計上でございまして、こちらの方は現在のところ3月末で281件ほどの設置がございまして、その分の予算でございまして、

○大橋委員

変化してきているということがわかりましたが、これを設置していて、実際に効果が実感できるというか、そう

というような部分は担当していただいているのですか。

○（福祉）高齢・福祉医療課長

やはり設置している方、旧制度の方でございますと、警備員が駆けつけるという形になっておりますので、中には夜間、不安な気持ちになったというような形で駆けつけを要請するようなケースもございますし、本当に救急車要請という形の部分もございます。だから、ペンダント式で寝ている、電話口まで行かなくてもできるシステムになっておりますので、そういう意味では実際に本当に異変が起きてそのシステムを押さなければならないような状況になったときには大変効果のあるものだと思っておりますし、新制度の方ではさらに外出先でもという形で、安心という部分では高齢者にとってはかなり有効なシステムというふうには認識しております。

○大橋委員

今、予算をいろいろな形で抑制しなければならないという問題があるわけですが、この問題に関しては、これから高齢者はどんどんまだ増えていくわけですし、申請があった場合にはどんどん認められるといいますか、そういう感じでとらえていいのでしょうか。

○（福祉）高齢・福祉医療課長

条件といたしまして、心臓疾患等、常に注意を要する状態の高齢者の方で、あと、ひとり暮らしとか、その辺の要件はございますけれども、一応その要件を満たせば、例えば枠を縛った中で申請が来ても認めないというような今のところ形にはしておりませんので、申請が来た段階で緊急を要する安心のためのシステムですので、そういう対応で考えております。

○大橋委員

◎グループホームについて

次に、グループホームについて尋ねますが、グループホームは今最後の駆け込みという形で膨大な数のグループホームができたと聞いております。現在、小樽市において施設の数、収容人員、それから以前とのそのこの部分の比較、それはどうなりますでしょうか。

○（福祉）介護保険課長

認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームでございますけれども、平成18年4月末現在のまず事業所数で申しますと17件、それから定員数で申しますと689名、入所者数で申しますと527名、差し引きしますと162がいます。それから、前年度の比較でございますけれども、17年4月末、事業所数が19件、それから定員数が401名、入所者について394名、ですから、空床が7という状況でございます。結局、定員数が288名増えましたけれども、入所者は133名しか増えなくて、空き部屋が155増えた、という状況でございます。

○大橋委員

札幌で質の悪いグループホームがあって、入所者が大変な目に遭ったのは記憶に新しいところですが、当然ながら今こういうふうはまだ現状あいているということになりますと、その場合に考えられるのは、収容者を奪い合うといいますか、そういうこと、それから経営難によってサービスが低下するという問題が考えられます。そういうことについて現状では何か現象が起きていますか。

○（福祉）介護保険課長

実際に、4月末現在の状況であれば、18人定員のところでゼロというところがありますから、経営者にとっては資金繰り等かなり厳しい状況に陥っているところもあると思われます。今、御心配いただいているサービスの低下の部分あるいはその入所者の奪い合いの部分ですけれども、昨年まではもうグループホームに入るのが大変だ。こういう状況は東京ではまだ続いていますけれども、そういう状況の中で入所者の方がグループホームを選ぶことはできなかったわけですが、現在グループホームに入りたいと言え、10件ぐらい紹介はできます。ですから、そういう意味ではお入りになる方がそのグループホームを実際にごらんになって、その状況を見てお選びいただ

くことができる、いわゆる買手市場になってきたと思います。もう一つ、サービスの質の低下の問題についてですが、一つは制度的に 1 月の長崎県の火事があったこともあり、それから経過措置が切れたこともあり、夜に寝ずの番の人を 1 人置かなければいけない。それから、計画策定担当者、これまで素人でもよかったのですが、認知症についての知識を持った、しかも研修を受けた介護支援専門員が少なくとも 1 名いなければいけないということになっております。それが配置されていない場合は、人員の欠如になりますから、3 割減算の対象になると、こういうことになっておりますので、その部分は規定が厳しくなったこと、それから指導監督が私どもに移ってまいりましたので、小樽市内は私どもの介護事業所指導担当主幹と主査で来週から回りますけれども、その中でそういうサービスの質の低下がないようになど、今年じゅうに 36 施設全部回る予定でございますから、そういうことがないように努めてまいりたいと思います。

○委員長

平成会の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 07 分

再開 午後 3 時 20 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○高橋委員

初めに、福祉部に質問いたします。

◎地域包括支援センターについて

地域包括支援センターについてですが、いよいよ明年 1 月からスタートということで、今盛んに準備をされていると思います。なかなかイメージができないものですから、若干伺いたいと思います。

それで、先日岡山モデルを確認させていただきました。それに沿って若干聞きたいと思うのですが、岡山モデルでは運営方法は、市の直営ということになっているわけですが、本市としてはどのように考えていますか。

○（福祉）地域包括支援センター準備室長

地域包括支援センターの運営方式でございますけれども、基本的には市町村の直営、これが原則になってございます。ただ、地域の事情などがございまして、委託の方式も認められる、こういう 2 方式がある。こういうことでございます。

○高橋委員

それで、小樽市はどうなのですか。

○（福祉）地域包括支援センター準備室長

小樽市としては、5 月の下旬に市としての基本方針を決めさせていただきました。そういう中で、まず運営主体については委託、しかも在宅介護支援センターを設置している法人、プラス社会福祉協議会の 7 法人を基本に、その中から受託者を協議している、こういう段階でございます。

○高橋委員

配置箇所は、何か所になっておりますか。

○（福祉）地域包括支援センター準備室長

介護保険事業計画で日常生活圏を 3 か所設定しておりまして、これが北西部、中部、東南部でございます。これ

に合わせまして、包括支援センターは3か所、そしてそこに各1か所の地域包括支援センターを設置し、しかも既存の在宅介護支援センターの協力をいただくことを前提に、サブセンターを各1か所あるいは2か所設置してまいりたいと、こういう方針でございます。

○高橋委員

3か所というのはまずわかりました。それで、今ある介護支援センター、この役割ですけれども、サービスセンターという話でしたけれども、もう少しわかりやすくその辺教えていただけますか。

○（福祉）地域包括支援センター準備室長

サブセンターの役割でございますけれども、基本的に従前、在宅介護支援センターが相談支援あるいはサービスの利用・手続の支援等を行ってきた実態がございます。私どもはこの地域包括支援センターの設置に当たりまして、これを社会資源としてとらえ、これを活用する方が有益だろうと、こういう観点に立ちまして今回考えたものでございますけれども、サブセンターは地域住民の相談窓口として、まず住民に身近な場所で入り口の部分で入りやすくする、こういうメリットもございますので、そういう意味で在宅介護支援センターの場所を念頭に、まず基本としながらサブセンターとして、そこでまず相談窓口を受ける。またあわせて、逆に介護予防プランの作成に当たりましては、やはり距離的な問題、時間の制約、こういったこともございますので、そこに包括支援センターの職員を1名配置して、相談、それから主に業務量としては介護予防プランの作成が主体になろうかと思っておりますけれども、そういう出先機関といえましょうか、そういった設置をしたい、こういうことでございます。

○高橋委員

プランもつくるということになりますと、包括支援センターが3か所で、サブセンターが何か所になるかわかりませんが、ばらつきが出てきませんか。サブセンターの方に近いからといって集中して、それで包括支援センターの方にはちょっと色合いが薄くなったり、ばらつきが出たりというふうに考えられるかなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○（福祉）地域包括支援センター準備室長

包括支援センターとサブセンターの配置の関係でございますけれども、まだ現実に受託をする法人が決まっておりますので、私どもの方の構想の段階でございますけれども、まず基本は既存の在宅介護支援センターの施設を活用しながら、こういうのを念頭に置いておりますので、今、在宅介護支援センターが市内に6か所ございます。東南部地区には二つの在宅介護支援センター、それから中部には一つ、それから北西部には3か所、合計6か所ございます。そういう中では、地域的なバランスというのは逆に今とあまり変わらずに、住民の方にとっても利用しやすい形でできるのではないかと考えているところです。

○高橋委員

それで、この地域包括支援センターは四つの機能があるということでありましたけれども、簡単に結構です。この四つを教えてください。

○（福祉）地域包括支援センター準備室長

包括支援センターの四つの機能でございますけれども、簡単に申します。まず一つ目は、介護予防マネジメント、要支援の方のケアプラン、それから今回、介護保険制度の改正で予防を重視するという観点から、特定高齢者と申しまして、要支援、要介護になるおそれが高い方、この方々のケアプランをやる。これが介護予防マネジメントであります。それから二つ目、これは総合相談・支援ということで、従前は先ほど来話しております、在宅介護支援センターを中心に地域の相談ということでやっていただきましたが、その機能がこの包括支援センターに集約される。総合的にここでやっていくのだと、このような仕組みになった。これが総合相談・支援ということでございます。それから、三つ目でございますけれども、権利擁護の関係、これは今高齢者に対する虐待防止法が施行されて、それに対する早期発見あるいは予防、こういった関係あるいは高齢者の方で判断能力が低下をしている。そ

ういう方に対する成年後見制度へのつなぎ、こういったものを主にやっていく。それから最後が四つ目、包括的・継続的マネジメントと、何かわかりづらい話なのですが、具体的な業務としましては、ケアマネジャーがいろいろ実際の業務をやる中で、いろいろ困ったことが出てまいります。そういった方に対する相談に対応して、対象者がその地域ですっと自立した生活ができるように、こういう観点からの日常的な個別指導あるいは例えば私どもも現実に今あるのですけれども、なかなか他人の介入を好まない方だとかがございます。そういった場合も対応の仕方、そういった場合の指導、助言、それから地域のケアマネジャーのネットワーク、こういったもの、それから長期継続ケアと申しまして、医療も含めて他職種間が連携をして、その方が地域でできるだけ自立した生活を営めるように、こういったような観点からマネジメントをしていく。以上四つの仕事をこの地域包括支援センターで行うというふうにされております。

○高橋委員

先ほどの岡山モデルでは人員配置計画が、例として載っているわけですが、この資格者とそれから人数、おおよそのそれぞれの人数を概算で結構ですけれども、教えてもらえますか。

○（福祉）地域包括支援センター準備室長

各包括支援センターの現在、我々が考えております専門職の人数でございますけれども、東南部地区と北西部につきましては、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーが1名、それから今申し上げました職種の方にあわせてケアマネジャーの資格を持っている方が1名、これの4名、それに平成19年度から本格的な稼働ということを考えますと、臨時の事務職員を入れて5名体制というのが東南部、北西部でございます。それから、中部地区におきましては、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーが各1名、これに加えて、予防プランの作成を主にするケアマネジャーの資格を持った方が2名、それから中部地区については三つのセンターの調整機能もちょっと持たせたいと、こういうことで考えておりまして、センター長という形で1名、それからこの3地区の中で中部地区が高齢者数で言いますと、東南部地区、北西部が各1に対して、中部地区が2ということで多いものですから、ここは事務職が2の8名、これが19年度の本格的な体制になりますと、東南部5名、それから中部地区8名、北西部5名、全体で18名体制を今のところ想定しております。

○高橋委員

それで、課題として、他都市ではこの社会福祉士、それから保健師をそろえるのが大変だという地域もあるわけですが、本市の場合はどういう状況になっていますか。

○（福祉）地域包括支援センター準備室長

この包括支援センターをやるに当たって、専門職の確保が全国どこでも大変だということです。小樽市におきましても、関係者に聞きますと、そういった資格を持った方は現在業務についているということがあります。それから、私どもも今回の介護保険制度の改正に伴って、できるだけ利用者が混乱することのないようにという観点から申し上げますと、できるだけ実務経験がある人がいいと、こういうような観点で実は委託ということでやった経緯もございます。そういった中で、社会福祉士については、相談業務を3年以上やった人がオーケーというようなこともございます。またもう一つ、保健師についても地域ケアあるいは地域保健の経験がある看護師でもいいというような経過措置もございますので、こういった中では私ども7法人の方に受託をお願いしてありますけれども、その法人の中で確保できるところもあり、また難しいところもあり、それはやはりさまざまございまして、そういったところをこれから各法人で基本的な考え方を示していただきますので、その中でまた市としても調整を図っていきたいというふうに考えているところです。

○高橋委員

スケジュール的な問題ですけれども、この7法人に対して、では、いつまでに答えを出してもらおうかということが大事だと思うのですけれども、これはいかがですか。

○（福祉）地域包括支援センター準備室長

私どもは6月9日、10日、12日の3回に分けて7法人と話をさせていただきました。そういう中で、この地域包括支援センターの設置については、各法人の力をかりなければ小樽市ではなかなか難しいと、こういったことを説明した上で、そのほかにもいろいろ説明をいたしましたけれども、期限としてはまず今月末までに法人の考えを示していただきたい、こういうことでお願いをしてまいりました。

○高橋委員

そうすると6月いっぱいにある程度決まって、それからそれぞれの施設が準備をするということによろしいですか。

○（福祉）地域包括支援センター準備室長

今、協議をしておりますけれども、なかなかすなりといく状況にはならないのではないかというような見込みを持っています。各法人から、例えばA法人はサブぐらいならできるかなとか、この専門職はどうしても雇えないとか、いろいろ出てくるのが予想されます。そういったものを集約した上で、今度は具体的に各法人、それから場合によってはその地区の法人、連合で協議をしながら、今考えておりますのは、何とか7月ぐらいまでに設置法人の主体を決めていきたいというふうなスケジュールで動いているところでございます。

○高橋委員

もう一点、運営財源がこれから問題になってくるわけですが、概算で結構ですが、1センター当たりどのぐらいを予算として見られているのか。本当はできれば収入と支出という試算表があれば一番いいのですが、まだ法人が決まっていなくてそれはできていないと思います。それで市の関係として、概算で大体1センターこのぐらいとつかんでおりますか。

○（福祉）地域包括支援センター準備室長

本当に超概算でございまして、設置法人によってはいろいろ条件が違ってございますけれども、私ども平成19年度ベース、通年ベースで考えますと、東南部、北西部については1,940万円程度、これは市からの委託料ということで考えてございます。それから、中部地区につきましては、3,080万円程度を考えてございます。また、地域包括支援センターを設置いたしますと、予防プランの作成につきましては1件4,000円の介護報酬が別に入ってくるということなのですが、なにぶん来年1月から予防給付が始まって、介護認定が始まるということなものですから、なかなか収入の方の見込みが立てづらいというのが今の状況でございます。法人にはその旨話をして、全体的な枠組みでおおむね了解を得ているということであります。

○高橋委員

いずれにしても、もう少ししないと具体的にはわからないということですね。第3回定例会ぐらいになったらわかりますか。

○（福祉）地域包括支援センター準備室長

先ほど申し上げましたけれども、今月末までに各法人の考えが示されます。それを基に私どもと協議をしながら、細部を詰めて、できれば7月の下旬ぐらいをめどに設置法人を決めさせていただきたいと。そうして、あと具体的な本当の職員確保の問題でも課題が出てきます。それから、設置場所についても既存の部分を活用できる部分がございますけれども、例えば8人を入れるスペースが本当に既存の在宅介護支援センターのスペースあるいは法人の施設の中で確保できるのかどうか、具体的な検討が必要になってまいりますので、最終的には私どもが今考えておりますのは、第3回定例会の常任委員会で報告できるような形で進めたいという考え方でございます。

○高橋委員

わかりました。では、またそのときに議論をさせていただきたいと思います。

次に、環境部に聞きます。

◎分離発注工事の入札結果について

最初に、報告をいただいた資料 3、分離発注工事の入札結果ですけれども、この中で上から 2 段目の外構工事だけ落札率が非常に低いのですけれども、この理由は聞いていますか。

○（環境）藤田主幹

これはあくまで北しりべし廃棄物処理広域連合が発注している関係でございまして、私どもが聞いている範囲でしかないのでございますけれども、恐らくは企業努力でこれだけの額に落ちたのではないかというふうには聞いております。

○高橋委員

わかりました。直接伺います。

◎リサイクルプラザの準備状況について

次に、関連してですけれども、いよいよリサイクルプラザができてきております。それで、焼却炉の方は 11 月から試運転ということで伺っていますけれども、リサイクルプラザについてはどういう準備状況なのか、これを伺います。

○（環境）管理課長

リサイクルプラザの試運転の予定でございますけれども、本年 11 月から機器単体の調整運転、空運転を実施いたしまして、来年 1 月から実際に小樽市で収集されました資源物や燃やさないごみを利用いたしまして、試運転を行う予定でございます。

○高橋委員

1 月から稼働。

○（環境）管理課長

1 月から実際に資源物や燃やさないごみを使用しての試運転を実施するということです。

○高橋委員

実際のスタートは来年の 4 月からいいのですか。

○（環境）管理課長

来年の 4 月から実際の稼働ということになります。

○高橋委員

それで、このリサイクルプラザの人員配置は、どのように考えられていますか。

○（環境）管理課長

人員に関しましては、先ほど委員会の冒頭で報告いたしましたのですけれども、管理・運営の詳細につきましては、現在、まだ北しりべし廃棄物処理広域連合側の方で詰めている最中ではございますけれども、技術管理者や計量やプラットホームでの搬入物監視といった一部の管理的業務につきましては、北しりべし廃棄物処理広域連合側として直営でやりたいという意向を持っております。それで、その直営でやる職員につきましては、現在、小樽市の職員を派遣する方向で話を進めておりまして、同時に私どもとしましては、市の職員労働組合側とも協議しているところでございます。

○高橋委員

具体的な数字は、予定でもいいのですけれども、出ていますか。

○（環境）管理課長

リサイクルプラザといたしましては、技術管理者 1 名、計量に 1 名、プラットホームの搬入監視担当として 1 名、それと貯留ヤードの作業担当ということで 6 名、合わせて 9 名を予定しております。あと、そのほかに焼却施設についても同様の考え方でありまして、そちらでも技術管理者 1 名、計量 1 名、プラットホーム搬入監視担当 1 名の

3 名を予定しておりまして、合計で 12 名を予定しております。

○高橋委員

それで、プラ類については今委託して処理をされているわけですが、今度は一括ここですべて処理をするという考え方でよろしいですか。

○（環境）廃棄物対策課長

これらの容器包装につきましては、全量リサイクルプラザで処理をすることで考えてございます。ただ、もし機能的に若干余るようでしたら、また民間の方に委託することも考えておりますが、基本的にはリサイクルプラザで処理することとなっております。

○高橋委員

◎埋立処分場の 2 期工事について

次に、埋立処分場の 2 期工事について伺いたいと思いますけれども、まず今後の 2 期計画の完成予定までのあらあらのスケジュールを教えてください。

○（環境）藤田主幹

2 期計画のスケジュールでございますけれども、まず昨年度までに最終処分場の基本計画を終わってございました。それに基づきまして、現在測量調査、それから地質調査に入っております。それから、もう来週になりますけれども、埋立地の実施設計、これを発注してまいりたいというふうに思っておりまして、平成 18 年度中にこの実施設計を終える予定でございます。それから、平成 19 年度に工事に着手いたしまして、19 年度、20 年度の 2 か年をかけて工事を行ってまいりたい。それで、平成 21 年度から 2 期分の供用開始となる予定でございます。

○高橋委員

埋立地面積は計画書と同じ面積になっていますか。

○（環境）藤田主幹

まず、当初でございますけれども、当初埋立面積 2 期分につきましては、4 万平方メートルで予定してございました。これが基本設計の段階で 2 万 9,000 平方メートルまで落ちるだろうというふうに踏んでございます。それから、埋立容量につきましても、当初は 22 万 2,000 立方メートルでございましたが、今回の計画では 13 万 1,000 立方メートルに落ちるというふうに踏んでございます。

○高橋委員

この減った理由は何ですか。

○（環境）藤田主幹

まず、この全体計画を立てました平成 8 年度でございますけれども、これはまず焼却場を建てて、そこで焼却するということは初めから考慮してございましたけれども、これをさらに溶融するということで、焼却灰がかなり減るだろうという点がございます。それから、もう一点につきましては、平成 8 年度当初につきましては事業系一般廃棄物の一部、これは直接埋立てをするということにしてございましたが、今回はこれを全量焼却するということもございまして、かなりの容量も面積も減ってきたということでございます。

○高橋委員

基本計画が私の手元にはないのでわからないのですが、この数字の根拠、後で資料として出していただけますか。

○（環境）藤田主幹

後ほど提出したいと思います。

○高橋委員

もう一点、先ほどの資料 1、燃やすごみはかなり減っているわけですが、平成 8 年度の基本計画の数字に

ついて以前議論をさせていただきましたけれども、昨年度埋立量が幾ら入っているかということを実地測量しましたね。それで、その時点から埋立完了時までの予測される埋立量で計算していると思うのですが、前回の議会の中で3か月程度延命できるだろうという話がありました。そのとき、具体的な数字は聞かなかったのですが、その辺の数字の算出根拠もぜひ一回整理してほしいと思います。要するに実地測量が終わってから、埋立計画量を差し引いて予定されている18、19、20年度までの要するに全部埋まるまでの数量を計算していますよね。その辺を一回整理して、資料をいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○（環境）藤田主幹

それもあわせて、資料を後ほど提出したいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○斎藤（博）委員

◎指定管理者制度について

まず最初に、市民部の方に今回議案第20号、21号、22号ということで提案されております指定管理者制度について何点か尋ねたいというふうに思います。

まず最初に、現状で尋ねたいと思いますけれども、市民会館、それから市民センター、それぞれ大きなホールを持っているわけですが、そのホールの利用状況についてお知らせください。

○（市民）市民会館長

市民会館と市民センターのホールの利用状況でございますけれども、平成16年度市民会館は120件ありました。それから、市民センターの方は210件です。それから、17年度ですけれども、市民会館は118件、それから市民センターの方は168件となっております。それで年間300日ぐらい稼働してございます。

○斎藤（博）委員

市民会館大ホール、それからいわゆるマリンホールと言われているところの使用に対しては、いろいろなパターンはあると思いますけれども、いろいろな技術職的な人は運営というのか、事業に携わっている方、そういった実態があると思うのですが、舞台技術と言われている職員の資格なり、人数がそれぞれどういうふうになっているか、お知らせください。

○（市民）市民会館長

舞台業務でございますけれども、一応業務委託ということで舞台業務については市民会館も市民センターもたまたま同じ業者なのですけれども、やっております。それで、そちらの会社から3名ずつ派遣されています。それから、市民会館の方は正規職員が1名おりますし、臨時職員として1名、5名でやっております。それから、市民センターの方は1名退職したものですから、臨時職員2名と今の会社の3名とで5名です。いずれも5名体制でやっております。

○斎藤（博）委員

この大ホール関係の舞台技術というのですか、そういった業界というのですか、会社というのは、北海道には限られているのではないかというふうに思うわけですが、現状の中で道内を見たときに、小樽市は1か所をお願いしていると聞いていますけれども、こういう大きな舞台の音響なり照明なり舞台装置を受けるような会社が何か所ぐらいあるか、わかっていたら教えてください。

○（市民）市民会館長

小樽市内におきましては、大体1か所とまたもう一か所ありますし、個人でやっているところもございますから、3か所ぐらいあるかということです。それから、北海道は、札幌市が中心でございますけれども、大体札幌市です

と、四、五件はございます。舞台管理業務ということで照明、音響、それから舞台の基本操作をやっております。

○斎藤（博）委員

今、指定管理者の条例が出されているわけですが、今おっしゃっているようなことを考えていくと、指定業者というのは極めて全道的に見ても限られてしまうのではないかと思います。本当に何か所しかないというようなことだと思うのですが、そういったあたりと指定管理者に出していくということの兼ね合いについてどういうふうにお考えなのか、尋ねます。

○（市民）市民会館長

こういう文化施設の管理につきましては、受付業務とか施設管理業務とか、今言う特殊な舞台管理業務とか、大変業務が複雑になっております。それで、一つの団体が指定管理者として指定されて受けることがベストでございそうですが、今いろいろ各地でやっているところを見ますと、小樽市の場合、まだ仕様書が完全にできていないのですが、一応募集要項の中で再委託を認めるところがかなり多いのです。そのような中で、ベンチャーといいますか、そういうような企業を合体でコアになる企業と、そういう企業とで受けるということが多くあります。小樽市の場合、まだ最終的には決めておりませんが、一つそういう大きいところがあればいいのですが、そういう複雑なものですから、なかなかないというような現状です。

○斎藤（博）委員

小樽市もいろいろところで指定管理者制度の導入というのを求められているわけですが、いわゆる孫請というのか、そういったやり方、清掃はやっているというのは理解しているのですが、いろいろな指定管理者にいった施設の中で、清掃業務に関してはその会社が清掃専門の会社に委託しているという実態があるわけですが、これ、今、館長がおっしゃる文化施設というのは初めてで、大ホールの照明、音響、舞台装置というのは、それぞれの館の結構重要な部分だと思います。言い方は悪いですが、例えば体育館を貸し出すとか、市民会館のいろいろな会議室を貸し出すのと、大ホールを貸し出すというのは意味が違うのではないかと。それなりに利用者のニーズにこたえる体制をとっていなければならない。今の考えでいって、今日の答えからすると、今回は市民会館もマリンホールも舞台装置関係については、別の会社とさらに契約というのですか、普通孫請とか下請というのでしょうか、そういったやり方を考えているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○（市民）市民会館長

指定管理者制度につきましては、一応管理・運営の代行ということで契約とはちょっと違うのです。そんなこともありまして、協定書の中できちんと、孫請といいますか、下請になる会社につきましても、募集段階から会社の状況とか、資格者がいるのかどうか、経営状況はどうかとか、実績はどうかとか、そういうのを募集段階から我々がタッチして選考委員会の中でも決めていきたいとは考えております。

○市民部次長

まだ、指定管理者制度につきましては、どういう方法をとるかというのが決まっていないものですから、JVになるのか、それとも何社かメーンを決めて、指定委託をさせるのか、それがまだ決まっていないものですから、まだ具体的な話は詰まっていないということでございます。

○市民部長

補足させていただきたいのですが、今言ったとおり、私どもがこれからやろうとしている3館の業務内容というのは、舞台を中心としまして貸し館的なこともございますし、自主的な興業等々、あるいはまた清掃、警備、いろいろな意味でたくさんの業務がふくまれている部分がございますので、そういったものをどういうふうに行っていくのが機能的なのかということもあるものですから、そういった中で先ほど来館長や次長の方から話したように、再委託を認めるとか、あるいはまたJVを組ませるとか、そういったさまざまな方法で道内でもやっているところがございますので、そういったものを考えていきたい。そしてまた、現状の中で見ますと、委託をする中で

ある意味で舞台業務というのは動いてきているという実績もあるものですから、そういった中でいけば、その方法等々考える中で指定管理者制度として 3 館とも運営していけるのではないかと、そんなふうに今考えてございます。

○斎藤（博）委員

今、市民部長がおっしゃってくれたようなことが心配でして、先ほど言いましたように、例えば稲穂小学校の横にあるレピオのように、主にホールや学習室を適正に貸し出すことを目的とする施設と、市民会館大ホールというのは役割が違っている。そういったところの運営を指定管理者にお願いするということで、市の方の責任といえますか、市民ニーズにこたえるような体制というのは、そういう直接舞台装置の会社と小樽市が接触することが可能なのかどうかということも結構わからない部分もあるのですが、当然普通は指定管理者を指名するわけで、その会社の責任でジョイントを組むのか、委託にするのかというのは、再委託するかはやり方でしょうけれども、間接的にしか舞台業者、舞台関係業者との関係というのは小樽市の間には成り立たなくなっていくのではないかと、いうふうに思うのです。そういったときに、いろいろな興業をやったり、利用する側からの苦情なり、希望なり、問題等については、小樽市の存在といいますか、そういった部分は市民の側から言うと、さらに遠くなっていくのではないかと。そういったところについて本当に市民サービスの向上になるのだろうかとか、従来ずっと市民会館が守っていた、マリンホールが守っていた一定程度のサービス水準というのか、技術水準というのか、そういったものが果たして守っていけるのだろうかとか、そういった心配があるものですから、今回こういう条例を出されている部分はそれとしても、どういうやり方でやるのかというのは、先ほど市民部長の方はほかのまちでもというのがありますが、私の認識では、清掃とか警備とかは、警備もそうかもしれませんけれども、そういう施設管理的な業務以外を指定管理者が再委託しているというのは、小樽市の事例の中ではなかったのではないかと認識しているのです。そういう意味で言うと、初めて下請を伴うような指定管理者になっていくのではないかと、いう部分では、相当やり方なりシステムなりを検討してもらわないと、心配しているようなサービスの低下なり質の低下ということがあるのではないかと思います。改めてその辺について今回の条例で指定管理ができるという部分の条例の改正についての提案だと思いますけれども、そういった上で運営していく上での質の担保についてどういふふうにお考えになっているか、もう一度話してください。

○市民部長

今おっしゃるように、小樽市の 3 館の持つ機能というものを、指定管理者に任せることによりまして、どういった形で市民の方々のニーズを把握していくのかということ、あるいはまたそのレベルを維持させるのかという部分と、確かに現在、館を利用している方々の意見をどういう形で吸い上げていくかということは、指定管理者制度の中の業者と話し合い、ある程度民間に反映できるような方法もとっていかなくてはいけないというふうに思っております。そういった中で、そういう市民の声等も聞く方法もきちんと考えていかなくてはいけないと思いますし、私どもとしては、指定管理者によりまして民間の持っているノウハウを、今まで以上のノウハウを使って、新たな自主的な事業もやってほしいというふうに思っているものですから、その兼ね合いということもあると思うのです。今まで使っている方の利用実績等々も確保しながら、新しいことをやっていく。そういう意味では兼ね合いもあるものですから、その辺また私どもの中でもこの制度を導入するに当たって、そういった必要なことだというふうには考えていますので、内部でもそういったことを観点に入れながら、サービスの低下にならないように私どもの考え方が生かせるようなシステムをつくっていききたいと、そういうふうに思っております。

○斎藤（博）委員

指定管理者になっていく施設の苦情処理の問題とか、そういうところは代表質問でも、指定管理者 110 番をつくってくださいというお願いと、市民会館で言うと市民会館の正面に、これは小樽市の市民会館です。指定管理者としてこの会社をお願いしています。この会社は舞台管理についてはどこどこに委託しています。そういうのを明記するような態勢をとってくださいということをお願いして、それはそれなりに前向きな答弁をいただいていると

理解していますので、そういったことも含めてまた議論させていただきたいと思います。

次に、環境部の方に何点か尋ねたいというふうに思います。

◎ごみ有料化に伴う市民サービスについて

今日はごみの有料化に伴って平成17年度実績をいただきました。その中で5番目に市民サービスの関係というように①から⑨までいろいろ教えていただいたわけですが、その資料をもう少し細かく教えてもらいたいと思います。

まず最初に、ごみステーション用のごみ箱の新設とか、それからネットの購入費を助成したということで、ごみ箱31基、ネット76か所というふうに書かれていますけれども、それぞれごみ箱の購入費なり、つくるときの助成の基準と31基となっていますけれども、金額で幾ら助成しているのか、それからネットについてもどんな基準で、76か所で総額で幾らになっているのか、まずそこから教えてください。

○（環境）廃棄物対策課長

それでは最初に、①のごみステーション用ごみ箱・ネット購入費助成についてでありますけれども、まず最初に助成基準であります。要綱で定めてございまして、ごみ箱につきましては、町会、自治会が設置する中で、設置費、購入費の2分の1で2万円を上限としてございます。ごみネットにつきましては、町会、自治会、個人の購入の中で、購入費の2分の1で5,000円を上限としてございます。次に、昨年度の実績に伴う支出でございまして、ごみ箱は31基、これは39万8,200円の支出でございまして、ごみネット76か所につきましては、12万8,800円の支出となっております。

○斎藤（博）委員

あわせて、資源回収ボックスの設置及び助成ということで、市が設置したのは5か所、それから助成4か所となっているのですけれども、これは基準も教えてもらいたいのですけれども、具体的に小樽市が設置した市役所とか市民センターとか、どういうところにやっているのかとか、それから助成した4か所というのはどこのことをいって、幾らかかったのか、教えてください。

○（環境）廃棄物対策課長

最初に、市の資源回収ボックスの設置及び助成についての助成基準でございまして、これは町会、自治会が設置する中で、建設費、購入費、これは上限を20万円までということで決めてございます。ですから、20万円以下であれば全額出るということになってございます。次に、市の設置の5か所については、これは銭函市民センター、リサイクルセンター、市役所、分庁舎、塩谷サービスセンターとなっております。それから、助成の4件でございまして、記憶では、1か所は信香町でございまして、ほか3か所は把握してございません。4件の合計としましては、昨年は68万5,000円の実績となっております。後ほど、ほか3件については報告いたします。

○斎藤（博）委員

信香町以外のところについては、後で教えてください。

次に、ふれあい収集について尋ねたいというふうに思いますが、このふれあい収集は実績内容ということで195件というふうに書いているのですけれども、これは195世帯というふうに読み直してよろしいですか。

○（環境）品田副参事

ふれあい収集の関係でございまして、この記載の195件の内訳でございまして、今、委員がおっしゃったような部分ではなくて、とらえとしましては、まず通年で142件で冬期間のみで33件、一時入院ということの中で休んだ方がありまして、これが17件、このほか随時が3件ございまして、トータル195件でございまして、世帯という形にはなっております。

○斎藤（博）委員

今の説明は195の世帯と考えてもいいということですね。195件の内訳としては通年でお願いしているというか、

それをやったというのは142件で、冬期間だけが33件で、臨時というのですか、そういう事情でお願いされたのが7件、その他が3件という。数字違いましたか。

○（環境）品田副参事

今、委員がおっしゃった入院の一時対応といいますか、一時休んだ方、それは17件でございます。今言いました通年142件、冬期間のみが33件、入院のため収集の関係を一時休んだ方がございます。それが17件、あと随時の関係が3件という内訳でございます。

○斎藤（博）委員

次に、ボランティア専用袋の交付状況ということで、2万5,378枚というふうに書かれているわけですが、まずこれの交付の内訳なのですから、当然ボランティア活動といいますと、ボランティア団体とか町会ということがまずあると思うのですけれども、そのほかに個人にもというようなことは聞いておりますけれども、個人に交付した枚数、それから団体に交付した枚数、それぞれ教えてください。

○（環境）藤井主幹

ボランティアの専用袋なのですけれども、区分というか、内訳ということでのお尋ねだと思います。今、委員がお話ししたとおり、個人で公園とか河川とかということで非常に一生懸命やってくれている方がいらっしゃるんですけど、そういう方に対しても当然このごみ袋、ピンク色のを差し上げておりまして、平成17年度実績としては枚数としては8,291枚。ただこれは、17年度に交付した枚数ですので、使った枚数ではありませんので、個人の方ですと、たぶん普通はほとんど年1回まとめて10枚とか20枚と渡すというケースがあると聞いています。残りの1万7,087枚はそういうボランティアとか企業ぐるみだとか、いろいろな形があると思いますけれども、一斉に日にちを決めてやる場合が多いのですけれども、そういう形で交付しているという枚数でございます。

○斎藤（博）委員

要するにボランティアでごみの収集をやってくれた団体の数というのはどのぐらいですか。

○（環境）藤井主幹

団体でピンク色の専用ごみ袋の交付をしているところは、団体数としては22団体、人数が1,005人と聞いております。あとそれ以外、団体の場合は、今のピンク色の袋は集めたごみをごみステーションに出したときに、不適正排出だと間違われまいというので、あえて目立つ色ということもして出しています。団体でまとめて、例えば海浜清掃をやるというような部分は、ごみステーションに出すというよりは、一時どこかに預けて廃棄物事業所の方で日にちを決めて当日回収する方が多いのですけれども、そういう形で持っていくますので、それはあえてピンク色の専用袋を使う必要はないのです。透明、半透明の袋を使っていますので、そっちの方が容量が大きいのです。そういうのを使っていますので、そういう部分は84団体ありますので、合わせると106団体という形になります。

○斎藤（博）委員

これはボランティア袋の交付場所、どこに行きどうという手続といいますか、どういった形をとると個人なり団体がそういうのを受け取ることができるのか。そのシステムみたいなものがあったら教えてください。

○（環境）品田副参事

ボランティアのまず計画関係を私どもにお知らせ願うということでございまして、その中には当然実施団体名、それから実施予定年月日の関係とかを聞きまして、実際に雨天の場合なりはどうかというものも含めて、実施場所関係を確認した中で、私どもは集積場所を確認して収集に向かうというような格好でございます。

○斎藤（博）委員

それは場所はどこでやっているのですか。要するに本庁とか駅前の総合サービスセンターとか、そういう手続をして受け取ったりする場所はどこですか。

○環境部次長

廃棄物事業所とか、環境部の管理課、廃棄物対策課、どこでも電話をいただいたりしまして、そして町会単位とか、個人とかいろいろありますので、うちの方の指導員が枚数がわかれば届けたりしております。とりに来たいという方には、こちらの方で用意していますからということで、基本的には廃棄物事業所の方で手続なり、そういう配ったり何だりしております。

○斎藤（博）委員

この関連で言うと、そうすると最終的にはこの2万5,378枚のボランティア袋というのは、総枠として使われた状況だとすると、小樽市としてはどういう団体、どういう個人がボランティアに使ったということで、総枠は個人名を含めて押さえていると理解してよろしいですか。

○（環境）品田副参事

交付団体関係等は私どもで押さえてございます。

○斎藤（博）委員

次に、ちょっと質問を変えます。

◎焼却施設への搬送の試行について

また、環境部なのですけれども、先ほど来、新焼却場の試運転が近づいてきているというような話をさせていただいています。まず、この試運転、焼却場に関してなのですけれども、ここで聞かないものですから、教えてもらいたいと思うのですけれども、ごみの持っていく方というか、新しいところまで運んでくる場合、試行段階で余市町とか赤井川村とか積丹町とか、そういったところの搬送の試行といいますか、そういったこともまず計画されているかどうかを聞きます。

○（環境）管理課長

焼却施設の試運転につきましては、本年の11月から実施いたしますが、搬入の試運転というよりも、焼却施設そのものがいきなりフル稼働という形はできません。ですから、とりあえず全体の2割程度であります5町村のごみをまず最初の11月については集中的にといたしますか、一斉に焼却施設の方に搬入する予定になっております。小樽市のごみにつきましては、ある程度フル稼働ができるようになった時点で、焼却施設の方に搬入するようになりますけれども、焼却しないごみにつきましては、同じ桃内の敷地内に埋立処分場がございますので、そちらの方に搬入するという予定になっております。

○斎藤（博）委員

小樽市以外で収集業務というのは、例えば直営で持っているところというのは、なかなかないような現状があると思います。そういうところが、例えば試行にどういうふうに協力してくるのかというのがわからない部分があるものですから、特に一番遠い積丹町とかはそういったところから、仮にごみを桃内まで運ぶというのは、やったこともなければという話なものですから、そういったあたりはどういうふうに調整されているのかというようなことが心配だったものですから、聞いたのですが。

○（環境）藤田主幹

北しりべし廃棄物処理広域連合事務局の方で、当然今は他の5町村につきましても、業者と説明会等を開きまして、それで周知を図っていくというふうには聞いてございます。それから、小樽市内に入りまして、必ず広域農道、いわゆる通称フルーツ街道を通して焼却場の方へ入っていただくということは鉄則となっていることは聞いてございます。ですから、近々恐らく説明会等が開かれるのではないのかと、こういうふうに考えております。

○斎藤（博）委員

これから説明会ということで、ほかのまちの収集業者等にも話がなされていくというふうに理解しておきます。それで、試行が始まって、本格実施がいよいよ近づいているのですけれども、当然ほかのまちからもボリューム

的にはいろいろありますけれども、要するに小樽市からいうと、余市方面からごみの車が何台か来ることになるのですけれども、それとの兼ね合いで、小樽市の今の収集体制、路線がありますね、そういった部分について今後見直すとか、変更するとか、そういったことの議論というのはなされているのかどうか。そういう可能性があるのかどうかということも含めて、現状わかっているところがあったら聞かせてください。

○（環境）品田副参事

ただいまの収集路線の関係でございますけれども、今後の動きなりはある意味私どもも見据えていかなければなりませんけれども、現段階ではその路線の大きな見直しの部分では考えてございません。

○環境部長

ちょっと補足させていただきますと、焼却炉の部分だけで言いますと特にはないのですけれども、ただ、焼却炉の試運転等に伴って委託化が進む中では、どういう路線を廃止するかという部分では、若干の見直しが出てくるかと思しますので、その辺での見直しは出てくる可能性はございます。

○斎藤（博）委員

そういうことになると業者の関係で言うと、従来よりも捨場が遠くなるとか、いろいろ業者の立場に立つと業務が全部変わってくるのです。捨てに行く時間が大変長くなるとか、逆に空で戻ってくる時間、時間で仕事をしていると考えると、従来例えば1時間半集めて40分で捨てに行き、40分で帰ってきてまたやるとか、それが全部ずれてくるというようなことも予想されるのです。そういったことというのは今後の新年度の関係だと思うのですけれども、委託料との関係なんかも出てくるのかと。当然効率がよくなる場所もあるのかもしれませんが、全体的に見ると、桃内という地形を考えますと、従来よりも偏っていると言ったら変ですけれども、小樽市の地理的なことからいうと、ずいぶん変わってくる部分もあるのですけれども、そういった協議といいますか、そういったことについての考え方があったら教えてください。

○環境部次長

燃やすごみについては、従来から埋立処分ということで桃内に行っていますので、距離的な問題は変わらないと思います。ただ、資源物の方、今、プラスチック類とか、それぞれ許可業者に委託していて、それぞれが集めたものをそれぞれの自分の施設に持って行って圧縮したりなんたりしています。そのあたりが全部桃内のリサイクルプラザに搬入ということになりますので、そういう面で近くなったり遠くなったりとか、いろいろなそういう部分はあると思うのです。当然それはあり得ることなので、今後そういう部分について地域割とか、そういうものも含めて、当然していかないとならないものだと思っていますので、それは今そういうものを想定しながら、今後やっていきたいと思っています。

○斎藤（博）委員

◎ごみステーションの設置基準について

質問の最後の項目なのですが、ごみステーションの問題で何点か尋ねたいと思います。

最近アパートが建つことがあります。その場合に単身者とかワンルームとかというふう比較的戸数の多いアパートが建つ可能性もあるわけで、私の住んでいる地域でもそういうアパートが建っていて、現在、小樽市の方の基準というか、考え方といいますか、例えば共同住宅、大きいマンションだったらマンションの中に必ずごみステーションというのは相当立派なものがあったりすると思うのですけれども、今の段階でアパートを建てる時に、ごみステーションの義務化なり、そういった部分については、どういう基準があるのかと思ひまして聞きます。

○（環境）品田副参事

今言われましたごみステーションの設置基準的な、戸数に応じた関係でございますけれども、一応、廃棄物の減量及び処理に関する条例の第9条に、この共同住宅の入居者にかかわるごみステーションに関して、市長とあらかじめ協議しなければならないという規定がございます。これを受けて条例の施行規則がございまして、この中で

は一応戸数は 8 戸以上というような規定がございます。ただ、私どもが実際に今対応していますのは、市内一円、先ほども言いました巡回指導員が出ておりますので、そこそこで建築の現場関係を把握できるという中で、私どものおおよそ目安としましては 4 戸ぐらいの建物が建てば、私どもとしましては、まずその建築をしている業者を通して、オーナーの方にゴミステーションの設置関係、この話をしに行っているというのが実態でございます。

○斎藤（博）委員

1 棟 8 戸のアパートというのは結構大きいのかなという印象があるわけなのですが、仮に 8 戸という今の小樽市の施行規則に基づいて、これは 100 パーセント守られていますか。

○（環境）品田副参事

この確認申請といいますか、建設部の方から建築指導課を通して環境部の方に協議するというような流れの中で、一応 8 戸以上のものというのは、まず教えていただく。前年度の部分からは、戸数にこだわらず全部を教えていただくという中で、できるだけ事前の協議を進めていくという考えでございます。

○環境部次長

8 戸以上というのは協議でございまして、例えば必ずゴミステーションをつけないといけないとか、4 戸であっても、例えば町内会の既設のステーションがあって、その 4 戸が入ってもいいという話であれば、そこにしようとか、そういう場合もありますし、地形上つけられない場合もありますので、その利用している人方と協議をしたり、いろいろそういう絶対つけなければならないという形での強制力というのではなくて、うちの指導員が相談に乗っているというのが実態です。

○斎藤（博）委員

そこで結構、アパートを建てた人はいい人で、副参事もうまく話が合って、うまくなめらかに流れていくのでしようけれども、実際住む人は全く違う人だったり、大家も近くでなくて遠い方もいるという中では、実際生活する中ではトラブルが起きてきたときには、近所の人と住んでいる人との関係になることから、なかなか予定どおりには動いていないという実態も聞いているわけでして、そういう中でいろいろ教えてもらっている中で、小樽市も 8 戸とか今おっしゃっている希望的には 4 戸というような数字を持って、いろいろ話しているとか、相談しているのであれば、もう少しその辺を徹底する。要するにやり方もあるのでしょうけれども、ある程度義務化してもらいたい。地域にアパートが建ってくるというのは、地域の人というのはほとんどわからないわけで、何か古い家が壊されたなと思っていると、ぼんと建つ。それは景観うんぬんとか、昨日の議論とは全然違うのですけれども、建ってしまうと、ワンルームマンションで、結構な戸数のマンションが建ってくるという話になってくる。後で今までの目の前が従来のごみステーションだったというのがあってそこに出していく。ところが、そこというのは今までは 13 世帯ぐらいの人方が自分たちでやっていたごみステーションなのだけれども、建ったアパートだけでも 10 戸とか 12 戸とかというような戸数があれば、ゴミもある。そういった中ではボリュームも増えるし、どうしてこんなことになってしまったのだろうという話になると、結果論なので、そこからゴミステーションをもう一回つくれという話をしていくというのは、大家にしてみるとずっと向こうに行ってしまうということもあるので、今日、明日というふうにはならないかもしれませんが、小樽市意思として、共同住宅から排出されるゴミの取扱いというのは、結構いろいろなトラブルのもとにもなるものですから、8 戸がいいのか、4 戸がいいのかというあたりも、その辺もいろいろ苦勞されているのでしょうけれども、やはり小樽市として私は義務化するべきでないかというふうに思っているわけなのです。そこら辺は今後、建築指導課なりとの関係も出てくるでしょうけれども、ほかのまちの例もあると思うので、私はきちんと小樽市は義務なのです、アパートを建てる人は、それを商売でやるのであれば、ゴミステーションをつくるのは義務なのだから、そういうまちなのだと、そういう立場に立っていく時期に来ているのではないかと思うので、本当に最後の質問なのですけれども、そこら辺の考え方について聞かせていただければと思います。

○環境部長

今、小樽市の施行規則で決めている 8 戸以上という数字は、当時決めた経過なり、それからほかの市町村の状況がどうなっているのか、それを現状に照らし合わせてこれが適切な数字になっているのか、その辺を研究した上でこの数字の取扱いについては検討してみたいと思います。

○（環境）藤井主幹

訂正させていただきたいのです。

先ほどボランティア清掃のごみ袋の町会とかボランティアの方に渡した専用ごみ袋プラス透明・半透明の袋106 団体と答弁したのですが、そのほかに町会に預けてというか、町会自身も使うのですが、それぞれ班とかに細かく分かれていますので、直接事業所に来ないで町会のところにもらいに来るというパターンもあるというので、そういう部分の町会が202団体漏れていましたので、それも入れると町会、自治会、他のボランティアの専用ごみ袋プラス透明・半透明は308団体ということで訂正させていただきます。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、吹田委員に移します。

○吹田委員

それでは、質問をさせていただきます。

◎障害者自立支援法について

まず障害者自立支援法にかかわってでございますけれども、代表質問を含めまして、いろいろな皆さんが質問されておりましたけれども、この障害者自立支援法が適用される皆さん方というのは、どのような所得水準にあるのか、施設入所、また通所の方、在宅のそういうサービスを受ける方も含め、全体的にどうなっていますか。

○（環境）地域福祉課長

障害者自立支援法のサービス適用といたしますか、受けている方の所得の階層といたしますか、そういうことでの御質問ということで、現在、使われているサービスの利用者というのが、身体障害の方と知的障害の方ということになります。身体障害の方の施設サービスの利用ということで申しますと、この 5 月 1 日現在の数字でございますが、生活保護の世帯が 4 世帯、それから市民税非課税の収入 80 万円以下、いわゆる低所得 1 という部分が 12 世帯、それからその他の市民税の非課税世帯、いわゆる低所得 2 が 55 世帯、それから一般の世帯といたしますか、課税世帯が 4 世帯ということになっております。知的障害の方の施設利用に関しますと、生活保護の世帯が 16 世帯、低所得 1 が 158 世帯、低所得 2 が 252 世帯、それから一般が 42 世帯となっております。それから、居宅サービスといたしますか、在宅のサービスを利用されている方々につきましては、ホームヘルプも使っているし、デイサービスにも行っているとか、そういうことで実際の利用件数と実数といたしますか、それが若干変わってくるのですが、実際に使っている世帯ということでの話をさせていただきますと、身体障害につきましては生活保護が 35 世帯、低所得 1 が 25 世帯、低所得 2 が 77 世帯、一般が 62 世帯、それから知的障害につきましては、生活保護が 8 世帯、低所得 1 が 47 世帯、低所得 2 が 43 世帯、一般が 55 世帯、精神障害について在宅のサービスを既にこの 4 月から使えるようになっておまして、精神障害の方でいきますと、生活保護が 7 世帯、それから一般が 1 世帯、あと児童の方の在宅のサービスでいきますと、生活保護が 7 世帯、低所得 1 が 8 世帯、低所得 2 が 7 世帯、一般が 85 世帯ということになっております。

○吹田委員

それで、一応この中で、例えば施設に入っている方又は通所、それとこういう在宅ということもあるのですが、この所得階層のつかみ方というのは、例えば世帯単位で幾らですという言い方をしていますよね。これについて例えば入所をしている方は、どこから来てここに入っている。ただし、入れない方は家にいて、別の方の取

入もかかってしまうというような形のとらえ方をするのでしょうか。

○（環境）地域福祉課長

このとらえ方というのは、世帯単位ということになっております。それで、私どもはこの4月からの施行も含めて窓口で相談を受けている中で、世帯単位で考えると、例えば入所されている方ですと、入所施設で障害を持っていらっしゃる方が1人で入っていらっしゃる。住民票上は出身世帯というのですか、ここと一緒に世帯になっていきますとかという場合がございます。その場合、世帯分離した方がいいのではないかと、そういう相談なんかも確かにありまして、考え方としては例えば入所でなくて通所の方も世帯分離すると、世帯の考え方としては1人世帯になりますので、それによって非課税世帯になるとかという部分が出てくるのは確かな話でして、相談を受けながら説明しているのは、世帯分離することによって非課税世帯になる。軽減の制度の適用になるということも確かにあるのですが、もう一方では例えばその世帯が国民健康保険の世帯ですと、世帯分離することによって今まで一つの国民健康保険だったのが、今度世帯で考えると二つの国民健康保険になってしまう場合ということになります。そうしますと、国民健康保険の保険料をとってみると、保険料が多くなるとか、そういうこともあり得ますので、どちらがいいかということをお個々の判断ということになっていきますので、その辺は十分説明しながら、利用者の方の不利にならないように、世帯分離がいいのであれば世帯分離の方がいいですとか、そういう個々のケースに合わせて、相談に応じているというところであります。

○吹田委員

そういうことは、そういう部分では世帯分離というのはそう簡単にできるものなのでしょうか。今そういう話が出まして、それなら確かに選択がありまして、説明があって、それならうちで世帯分離にしますからとか言えたり、そういうものなのかなと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○（市民）戸籍住民課長

基本的には、届出によって受理せざるを得ません。

○吹田委員

障害者自立支援法に今回新しくなって、基本的には今まで障害者というのは入所の関係も通所も含めまして、1種事業であった関係がありまして、市の直接的なかわりがなかったような感じがしていたのですけれども、今度市の方も負担の部分が出てきまして、市がそこに大分かわるような感じになってきたと思うのですけれども、この障害者自立支援法が新しくなって、市のそういう立場的にはどのように変わったのでしょうか。

○（環境）地域福祉課長

障害者自立支援法になりまして、基本的に変わったことといたしますと、今まで入所施設の場合、国2分の1、市2分の1の補助といたしますか、支援費ということの支払ということだったのが、今度の障害者自立支援法によりまして、制度的に国2分の1、道4分の1、市4分の1の負担になるということで、これにつきましては、補助ではなく、負担するということで法律に明文化されておりますので、担保されたと言うと変なのですけれども、そういう形で支出といたしますか、負担していくということになります。入所施設に限って言いますと、今まで都道府県というのがかかわっていなかった部分が都道府県の負担が出てきたという部分になっております。あと、ほかの通所なり在宅のサービスなりに関しましては、負担という意味からいきますと、これまでとあまり変わらないような形になるかと思っております。

○吹田委員

そうしますと、今までのやり方からすると、都道府県の方もそれだけの負担があるということは、それだけ都道府県が事務的な部分を持つということになるのでしょうか。

○（環境）地域福祉課長

実際の支出事務でいきますと、これまでも市町村が窓口という形でやっておりましたので、実際の施設への支出

事務は、これまでと同じように市町村がということになります。ただ、北海道の方から市の方に入ってくる。それを合わせて市が施設側に支払うと、事務的な流れとしてはそういう形になっております。

○吹田委員

こういう形で改正されたのですけれども、これにかかわって障害のある皆さんでも、本人に説明してもわからないことがたくさんあると思うのですけれども、これについてどのような方がそういう形の説明を受けられるようにきちんとなっているのかなと思うのですけれども、この辺のところは状況はどうなのでしょう。

○（環境）地域福祉課長

制度が変わったことに関する周知といいますか、利用者の方への説明ということの御質問かと思うのですけれども、私も一般的な周知といいますか、そういう面でいきますと、小樽市の広報を通じまして3月には特集といいますか、概要のあらあら詳しいといいますか、そういうのをやりまして、この6月から10月までの広報にはシリーズで誌面はあまり多くないのですけれども、5回シリーズで周知を図っていくということにしております。そのほか一番難しいのが、身体障害の方につきましては、そういうことでの説明なりで、反対か賛成かということを別にして、理解いただけるのかなというふうには思っているのですけれども、一番難しいのが知的障害の方とか精神障害の方で、調子が悪いときに説明してもなかなか理解していただけないという部分もあろうかと思えます。そういうことを含めまして、この4月の受給者証を出すときに、個々の利用者の方にパンフレット等を入れて周知を図ったというのが、一般的なそういう周知のほかに利用者個々に対して行った周知でございます。あと、各施設で入所、通所を含めて、施設の方が利用者の方に説明していただいている部分があります。その中で、確かに精神障害の施設の方から聞いた話なのですが、説明をして理解してもらうことが難しいというか、調子のいいときに説明してあげないと、なかなか理解が難しいのですというようなお話は伺っているところであります。

○吹田委員

一応この自立支援につきましては、まだいろいろな問題が私はあると思ひまして、これにかかわっては、国が決めた法律で動くわけですが、これから行政の方で、地方の行政から国に対して逆にきちんとした意見を言っている形に持っていけるようなことが私は絶対必要だと思いますので、この辺のところはぜひこれからの進める中では、まだ具体的に進んでいけませんので、そういう面では問題点をどんどん突いてやっていただきたいと思います。

◎認定こども園について

続きまして、6月9日に参議院で総合施設という形で以前は言われていたのですけれども、認定こども園についての法案が成立しまして、今年の10月1日にスタートするということになったのですけれども、この認定こども園につきまして、市の方ではどのような形でとらえているのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

総合施設に関しての御質問でありますけれども、これまでこの総合施設というのは、就学前の教育とそれから保育を一体としてとらえた一貫した総合施設についてということで、国の方でも中央教育審議会とか社会保障審議会の中で、検討会議が設けられてずっと審議されてきたわけなのですけれども、ただいまお話がありましたけれども、この6月に新たに「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」といったことで制定されまして、今年の10月からスタートすることになります。ただ、具体的なものにつきましては、その認定基準については、北海道の方で条例化する必要がございますので、北海道につきましては、これについての検討の会議を設置されたということで、中身のものはまだおりてきておりませんので、市としてどうするかというのは一定程度そういった部分を見てから協議してまいりたいと考えています。

○吹田委員

この認定こども園につきましては、どのようなところがそういうものを実際にできるような形になるのかということなのだと思います。例えば保育園なり幼稚園なりがやるのかどうかという問題も含めまして、形式的にはどん

な感じになるのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

認定こども園というのは、今回、法律上で新たに限定して設けられた名称になるわけなのですが、保育所、幼稚園に続く第3の施設という位置づけではなくて、幼稚園と保育所をベースに機能を補充して認定するという制度で過程的にとらえ方が出てまいりました。形態といたしましては、幼保連携型ということで、幼稚園と保育所が合築されておりまして、両者が連携して一体的な運営を行うことでこの認定こども園としての機能を果たす。それから、幼稚園型としまして、幼稚園が保育に欠ける子供のための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えることで、同じく認定こども園としての機能を果たす。それから、保育所型ですけれども、保育所が保育に欠けない子供も保育するなどして、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす。それから、幼稚園、保育園のいずれの認可も有していないわけなのですが、地域の教育・保育施設が認定こども園としての機能を果たすタイプであってということで、地方の裁量型と、この4パターンが一応想定されております。

○吹田委員

いろいろな情報を聞きますと、隣の市でも、もう10月に向かって準備をもうされているとかという話もございますし、子育て支援の関係で、また幼児のそういう健全な発達のために、こういう形のものがまた一つの形式として大いに地域でそういうものが成立すればどうかなと思っておりますので、ぜひ市の方でもこういうことにつきましていろいろとそういうものがありましたら、その他も含めまして進めていただきたいと思います。

◎公立保育所の建築年数について

続きまして、私の方は公立施設の民間委託ということは何度も話してはいたのですが、今そういう意味では、ほかの市では公立施設の大変老朽化したところを建て替えてという感じの中で、民間という話がございまして、現在、小樽市の公立施設でどのような建築年数がたっているのかと思ひまして、そのことにつきまして聞きたいと思ひます。

○（福祉）子育て支援課長

公立保育所の建築年数ということで、建設年月で申し上げたいと思ひます。奥沢保育所が昭和47年12月でございます。真栄保育所が昭和43年3月、銭函保育所が同じく昭和43年10月、手宮保育所が昭和51年3月、赤岩保育所が平成14年3月、長橋保育所が昭和44年10月、最上保育所が昭和52年3月ということでございます。

○吹田委員

こう見ますと、大変古くなっているという感じでございますけれども、平成14年に基本的には新赤岩保育所、ここが建てられたのですが、このときに赤岩、高島の前の保育所が統合されたとなっておりますけれども、この施設は何年ごろにできたのですか。

○（福祉）子育て支援課長

現在の赤岩保育所の統合する前の赤岩保育所と高島保育所の建築年月ですけれども、旧赤岩保育所が昭和38年5月です。高島保育所については昭和32年5月でございます。

○吹田委員

今、奥沢保育所を含めまして、昭和40年代前半というのが結構多いですね。そうしますと、やや40年近くになってくるといふことなのだと思いますけれども、こういう施設、どの程度の年数で建替えが考えられるのか、これはいかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

どのぐらいの年数がたてば建替えが必要かということでありますけれども、建物の耐用年数で申し上げますと、さまざまな尺度があるかとは思ひますが、専門ではないのであまり具体的には申し上げられませんが、一つは国の補助事業等をとって取得した施設、財産ですけれども、これを処分する際に補助金を受けるところの各

省庁の長が定める、耐用年数を勘案して定める期間を経過しないと一定処分については制限がかかると、こういった形になっております。この各省庁で定めている告示による基準で申し上げますと、鉄筋コンクリート造であれば65年、木造であれば27年となっていて、これは一つの目安だとは思いますが、使っていてそれに耐えられるように順次補修等をしていくわけですが、建替えは必要だと思ってもできなければ、一定程度補修をしながら使っていくと、そうならざるを得ないかと思います。

○吹田委員

旧赤岩保育所、旧高島保育所は昭和38年、32年という建築年なのですから、これあたりが建替えになったというときは老朽化して建て替えたという考え方でよろしいのですか。

○（福祉）子育て支援課長

先ほど申し上げたとおり、旧赤岩保育所が昭和38年、旧高島保育所が昭和32年ですから、それぞれ38年から45年近くもたった建物を統廃合したわけなのですから、その当時の統廃合する理由につきましても、やはり老朽化が著しく、近い将来に存続するために大規模改修などをしていかなければならないということが大きい要素だとは思いますが、また一方で旧高島保育所、旧赤岩保育所それぞれそうなのですから、いずれも何十年も前の建物ですから、その当時も車社会というのでしょうか、そういった状況を踏まえて建てられていない、そういった立地条件だったものですから、子供を送迎する際に自家用車を使うことが増えるのですけれども、それが乗り入れられないとか不便とかということで、高島保育所の方はそういった理由で、子供を違う区域のというか、遠い方の保育所を希望するようなことが多く出てきたということも統合になる理由の一つだったというふうに思います。

○吹田委員

どちらにしましても、この建物はあと20年も30年ももつというような感じではないと思いますし、またこれからそういう公立施設の民間委託というのは、全体的には日本中で動いていますので、そういう面ではきちんとした形で進められればと思っています。その中で、こういうものも一つの要因として考えながら進められることはできるかなと。この辺のところは福祉部長の考え方を伺っておきます。

○福祉部長

今、市の保育所のお話がありましたけれども、老朽化、古くなっているのはそのとおりなのです。現在で、一番古いのは真栄保育所が38年を過ぎてるということで約40年近くになるということで、私は、中身も私大変な状態になっているというのも承知しております。そういうことと、この各施設、老朽化しているのがもう木造平屋建てという建物が残っているのが4か所ありますので、そのすべてが老朽化しているということで、これについて待たなしの状況であるということでもあります。ですから、こういう中で子供を保育していくと、安心・安全という面では大変危ぐをされると、そういうことでそういった部分をどうしていくかという大きな問題があります。この辺、これから子供の数が減っていったという中で、どうしていくかという問題もあります。それとあわせて待機児童、これの解消をどのように進めていくかということもあります。ですから、それとあわせて、今、財政再建推進プランでは公立保育所の民間への指定管理者制度あるいは民間への移譲、そういうことも市の財政再建推進プランにもきちんと明記されている部分がありますので、ですから今後の老朽化している保育所と財政再建推進プランにのっております民間へのそういったお願い、もろもろ総合的にこれからきちんと計画を立ててやっていかなければ、大変老朽化しているという問題を考える場合に、その辺明らかにしていかなければならないなということで、その辺なるべく早めにそういった方向性をきちんと明らかにしていきたいというふうに考えております。

○委員長

吹田委員の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 59 分

再開 午後 5 時 48 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、若見委員。

○若見委員

早速討論に入ります。

議案第 11 号ないし第 13 号は反対、議案第 20 号ないし第 22 号は反対、新たに付託されました請願第 7 号、陳情第 357 号は願意妥当、採択を主張し、また、継続審査中の案件につきましては、いずれも願意妥当、採択を主張する討論を行います。

議案第 11 号小樽市知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例案ですが、これまで措置費で応能負担であったものが障害者自立支援法の下、応益負担が導入され、原則 1 割負担になりました。詳しい政府の発表はありませんが、負担を強いられて増額も予想され、賛成はできません。

議案第 12 号小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案ですが、措置費でこれまで無料であり対象外でありましたが、障害者自立支援法で 1 割負担が原則となったため、1 割負担になる対象者を拡大する改正ですが、いずれにせよ全額でなくとも市民の負担増となることから賛成はできません。なお、政府から詳細が明らかになった時点で、障害者に重大な影響を与えることにつながることも予測されるため、負担がどれほどになるのか、厚生常任委員会で報告審議するよう要求いたします。

また、議案第 13 号小樽市病院事業条例の一部を改正する条例案ですが、ベッド数を 540 床から 518 床に減らすものですが、その中に小児科病床 2 床を含んでいるため賛成できません。

議案第 20 号ないし第 22 号は、それぞれ指定管理者に料金制度を導入し管理させるもので賛成できません。

請願第 7 号は願意妥当、採択を主張いたします。

陳情第 357 号障害者自立支援法の施行に伴う要望方については、障害者の生活をしっかりとらえ、反映していくことは、これからの障害者福祉にとって大変重要なことであり、願意は妥当と考えます。また、継続審査中の請願、陳情は、いずれも願意妥当、採択を主張し討論し、詳しくは本会議で行います。以上です。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、請願第 6 号及び陳情第 357 号について、一括採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第 86 号について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第33号、第48号、第71号及び第81号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、いずれも継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議案第11号ないし第13号及び第20号ないし第22号並びに陳情第7号、第12号、第37号、第63号、第68号、第72号、第76号及び第78号について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、議案は可決と、陳情は継続審査とすることに、いずれも決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、請願第7号は採択と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。